

企画経済委員会記録

○開催日時

平成27年12月11日 午前9時58分～午後5時20分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	川添公貴	委員	瀬尾和敬
副委員長	成川幸太郎	委員	杉菌道朗
委員	江口是彦	委員	小田原勇次郎

○その他の議員

議員	佃昌樹	議員	帯田裕達
議員	持原秀行		

○説明のための出席者

企画政策部長	永田一廣	六次産業対策課長	山元義一
企画政策課長	上大迫修	畜産課長	小城哲也
甌はひとつ推進室長	古里洋一郎	林務水産課長	堂込修
新エネルギー対策監 兼新エネルギー対策課長	久保信治	耕地課長	堀ノ内美年
行政改革推進課長	上戸理志	商工観光部長	末永隆光
コミュニティ課長	十島輝久	商工政策課長	宮里敏郎
課長代理	上口敬子	交通貿易課長	佐多孝一
情報政策課長	瀬戸口良一	観光・スポーツ対策監 兼観光・シティセールス課長	古川英利
広報室長	屋久弘文	市民スポーツ課長 兼国体準備室長	坂元安夫
農林水産部長	橋口誠	農業委員会事務局長	植村豊
農政課長	中山信吾		
六次産業対策監	小柳津賢一		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	管理調査グループ員	榎並淳司
------	------	-----------	------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第221号 甌島辺地に係る総合整備計画を定めるについて 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第20号 原発関連交付金の活用について意見募集の実施を求める陳情 (所管事務調査)	企 画 政 策 課
(所管事務調査)	甌はひとつ推進室
議案第222号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について (所管事務調査)	行 政 改 革 推 進 課
議案第223号 薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第224号 薩摩川内市セントピア条例の一部を改正する条例の制定について 議案第225号 財産の無償譲渡について 議案第226号 財産の無償譲渡について 議案第227号 財産の無償譲渡について 議案第228号 財産の無償譲渡について 議案第229号 薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	コ ミ ュ ニ テ ィ 課
(所管事務調査)	情 報 政 策 課
(所管事務調査)	広 報 室
(所管事務調査)	新エネルギー対策課
(所管事務調査)	農 業 委 員 会 事 務 局
議案第230号 薩摩川内市農産物加工センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第231号 薩摩川内市入来地域農村広場条例の一部を改正する条例の制定について 議案第232号 薩摩川内市農村研修館、農村生活センター等条例の一部を改正する条例の制定について 議案第233号 祁答院大村北部生活センターの指定管理者の指定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	農 政 課
議案第235号 薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	畜 産 課
議案第234号 薩摩川内市鹿島水産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	林 務 水 産 課
議案第236号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	耕 地 課
(所管事務調査)	六 次 産 業 対 策 課

<p>議案第237号 薩摩川内市ひまわり友あい館条例の制定について</p> <p>議案第238号 薩摩川内市東郷共同福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第239号 薩摩川内市入来勤労者技術研修館条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第240号 薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)</p>	商工政策課
<p>議案第241号 薩摩川内市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第242号 薩摩川内市産業振興センター条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第243号 薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第244号 薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について</p> <p>議案第245号 薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定について</p> <p>議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)</p>	交通貿易課
<p>議案第246号 薩摩川内市上甑県民自然レクリエーション村条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第247号 薩摩川内市下甑キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第248号 薩摩川内市とうごう五色親水公園条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第249号 薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定について</p> <p>議案第250号 薩摩川内市中甑地域活性化施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第251号 薩摩川内市手打地域活性化施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第303号 財産の無償譲渡について</p> <p>議案第304号 財産の無償貸付について</p> <p>議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)</p>	観光・シティセールス課
<p>議案第253号 薩摩川内市川内地域体育施設条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第252号 薩摩川内市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第254号 薩摩川内市プール条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第255号 薩摩川内市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第256号 樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇B&G海洋センターの指定管理者の指定について</p> <p>議案第257号 薩摩川内市樋脇総合運動場及び薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場の指定管理者の指定について</p> <p>議案第258号 薩摩川内市東郷総合運動場及び薩摩川内市東郷池島運動広場の指定管理者の指定について</p> <p>議案第259号 川内プールの指定管理者の指定について</p> <p>議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)</p>	市民スポーツ課
<p>議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)</p>	国体準備室
<p>T P P 交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書の提出について</p>	—

△開 会

○委員長（川添公貴）これより企画経済委員を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり進めたいと思います。

ここで、お諮りしたいと思います。本日は、手数料と、それから指定管理者等の議案がたくさん出ております。所管課において一括説明をいただき、一括して質疑、討論、採決で議事を進めたいと思いますが、そのように取り計らうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）ありがとうございます。じゃ、そのように議事を取り計らうことにしたいと思います。

現在、傍聴者の申し込みはありませんが、傍聴がありましたら、本職において随時許可したいと思いますので、よろしく願います。

△企画政策課の審査

○委員長（川添公貴）これより、企画政策課の審査に入ります。

△議案第221号 甌島辺地に係る総合整備計画を定めるについて

○委員長（川添公貴）まずは、議案第221号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○企画政策課長（上大迫修）議案第221号甌島辺地に係る総合整備計画を定めるについてということで、御審議をお願いいたします。

提案の趣旨につきましては、議場にて提案趣旨の説明をしておりますが、改めまして、現行の甌島辺地総合整備計画につきましては、平成23年度から平成27年度までとなっており、新たに平成28年度から向こう5年間、平成32年度までの辺地計画を策定し、対応するものでございます。

総合計画の策定によりまして、法律に基づき財政的支援等の確保がなされます。辺地債等を活用し、交付税措置に80%の措置がなされるものであり、これらの計画の承認につきましては、議会の議決を要するものとなっているところでござい

ます。

資料のほうは、議案書の221—2ページをごらんいただきたいと思います。

甌島辺地の概況等を記載しておりますが、状況に変化等はございません。

公共施設等の整備に関しまして、現在抱えております課題等を総合計画や関係する部門から、ごらんの（1）から（5）まで、道路・橋梁、林道、診療施設、消防施設、飲用水供給施設と、次ページの下水处理施設につきまして区分を立てながら、向こう5年間に計画します地区内の事業費を3の別表のように積み上げたものでございます。

ちなみに、平成23年度から平成27年度の現計画の事業費の本年度末見込みの事業総額は、約20億3,000万円となっております。平成23年度から平成27年度までの事業総額は20億3,000万円ほどとなっておりますが、今回、施設の区分ごとに累計し、合計金額は27億3,000万円ほどという形で、事業費的にはふえているものでございます。

特に、下水処理施設につきましては、長浜地区等の整備等がございますので、そういったものを勘案したものとなっております。

事業費的には、あと、ほかに申し上げますと、林道や消防施設等については、ほぼ現計画と同じ程度でございますが、ほか、一部道路等につきまして増額しているところでございます。特に一番大きいのは、下水処理施設になっておりますので、計画の承認をいただきますと、これに基づきまして、右側のほうに書いてあります辺地計画の適応等を考える中、計画的、効率的に事業を進めたいというものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。

○委員（江口是彦）今、最後に説明されました下水処理施設、これは事業費、また計画の期間、住民説明会とか、それからいろんな同意を取りつける問題とか、相当早くから事業着手までに期間がかかることもありますので、その辺を、今、片野浦は村時代ですけど、そして手打が済んで、今度、長浜です。

それで、そのあとも多分長期にわたって継続される必要があると思いますので、その辺の計画は何か立っているのでしょうか。

○企画政策課長（上大迫修） 甌島辺地の計画に盛り込みます具体的事業につきましては、総合計画の立場から向こう3年間の大型投資事業との精査等もしておりますし、今、委員御指摘の部分につきましては、全体の整備計画ということもございますので、地域の同意を得、計画の内容が固まったもので整理したものを登載する段取りとなっております。

よって、現段階で計画等のないものについては集計されておきませんが、当然のように、各地区で進める事業等につきましては、大型事業の取り組みの中で整理をしておりますので、そういう整理をしていきたいというふうに思っています。

○委員（江口是彦） それから、診療施設についても、非常に薩摩川内市になって以降も随時充実、整備されてきております。いろんな機器導入もなされてきているわけですが。先日の国民文化祭のとき、上甌島、私はずっと1日いたわけですが、その中で、複数の方から、非常にこの医療施設に関して具体的に要望がありましたので、やはり住民の声として届けたいと思います。

これも非常に簡単にはできない事業なんです、下甌島には手打に、もう常時8人ほど受け入れられる透析機器が導入されているんです。これを、なかなか上甌島から下甌島にそれを受けに行くといっても、大変な時間がかかる。それから、上甌島の人ほとんど、もうこちらのほうに出てきて、家を借りてまでしている人もいるし、それが複数の方がいるということで、ぜひ上甌島にも導入できないかというようなことを言われてましたので、これはもうお耳に入れておくとか、ぜひ今後検討をお願いしたいと思います。

これは、橋ができれば、もう一つでいいじゃないかというわけには、なかなか、透析の場合は、もう絶対欠かせませんので、その機器を上甌島にも必要なんじゃないかと思えます。

以上です。

○委員長（川添公貴） 要望ですので、今後の計画の中で、甌はひとつ推進課とあわせて検討されるようお願いしておきたいと思えます。

次に、質問はございませんか。

○委員（瀬尾和敬） この計画が終わるまでの間に、藺牟田瀬戸架橋が開通します。開通することによって、この計画とまた少し違った形の計画を見直さなければならないこととかいうのがあるの

ではないかと思うんですけど、そういうのも想定されているんですね。

○企画政策課長（上大迫修） 御指摘の部分につきまして、現時点におきまして、5年先を展望できる中の計画規模というふうになっておりますので、そのほかに政策的な変更がありましたら、改めて議会の承認を得る形で計画内容の一部追加・変更等の余地はあると思っております。そういう手続をとらしていただく考え方で、今、見通せる範囲で計画内容を定めているところでございます。

○委員長（川添公貴） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 次に、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○企画政策課長（上大迫修） では、予算の関係の説明をさせていただきます。予算書をお手元に準備いただきまして、29ページをお願いいたします。

29ページは歳出でございますが、2款1項6目企画費でございます。説明欄をごらんいただきますと、企画開発費におきまして委託料350万円の補正をお願いするものでございます。この補正につきましては、(仮称)樋脇グラウンドゴルフ場におきまして、芝の管理を行うに際し、

散水等に必要の水等を効率的に確保することから、必要な貯水槽を設置する必要があるというような判断に至り、この実施設計に関する予算をお願いするものでございます。芝コース散水用貯水槽設置の工事实施設計の業務委託でございます。

次に、予算書21ページをお願いいたします。

21ページは歳入でございます。

16款2項1目、節につきましては5節電源立地地域対策交付金でございますが、説明欄をごらんのとおり、移出県相当分及び周辺相当分につきまして交付額のほうが確定したことから、当初計上した額から移出県交付金につきましては1,283万7,000円、また、周辺交付金については798万8,000円の減額でございます。

移出県交付金につきましては、県の交付決定に伴う減額、周辺交付金につきましては、全体としての契約電力量の変化等があり、微減というふうになったものでございます。

予算の関係は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止いたします。

△陳情第20号 原発関連交付金の活用について意見募集の実施を求める陳情

○委員長（川添公貴）次に、陳情第20号原発関連交付金の活用について意見募集の実施を求める陳情を議題といたします。

お手元に配付してございます。朗読は配付してありますので、省略したいと思います。（巻末に陳情文書表を添付）

これについて、当局に対して聞きたいこと等はございませんでしょうか。

○委員（江口是彦）この陳情というのは、例えば、新聞報道でこれは我々も一時的には新聞報道がありましたので、それで見て知ったんですが。新聞報道等の情報から、こういう思いが、住民の声が上がったとは思いますが、具体的に住民へのこの件についての広報というか、何か今後も

含めて考えておられるというか、何か説明なり、何かそういうことは考えておられますか。

○企画政策課長（上大迫修）済みません。失礼しました。今後のコンベンション施設等の計画推進に当たりまして、今、基本構想を策定中ではございますが、随時、その取り組みの経緯でありますとか、施設の内容、今後の進め方等については、広報を図っていきたいというふうを考えているところでございます。

○委員（江口是彦）現段階では、具体的にはまだできていないということですね。

○企画政策課長（上大迫修）今、構想の業務を発注しておりますので、それが見えてき次第、着手したいとおおむね年明け以降の作業ということでイメージをしておりますが、具体的に何月何日ごろとか、どういった形でということについての確定はいたしておりません。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（杉藷道朗）確認しますけど、このコンベンションホールの構想が新聞等で報道されてから、さまざまな意見が市民の方々から寄せられております。この陳情にあるような分に関しても、そういうような意見もございましたし、当然、原発関連交付金ということでの題目ではございますけれども、特にこのコンベンションホールの件について明記をされておりますので、今ほど課長のほうからございましたとおりに、今後、粛々と流れていく部分もあろうかなと思いますけれども。そういうちまたの意見がさまざまあるということを鑑みながら、やはり意見的な部分もそれぞれお受けになられて進められていくのかなというふうに思うところがありますから、そこはしっかり対応していただきたいなという思いはあります。

やはりある意味大きな核となる施設になるのかなというふうな思いもありますし、賛否両論ある中での一つの大きな事業として展開されていくのかなというふうに思いますので、重々やっぱりこれ市民の声という部分も反映ができるような形で進められていくべきではないかなと、そのように思うところであります。何かありましたら。

○企画政策部長（永田一廣）ただいま杉藷委員から御意見をいただきました。

今定例会の質問の中でも、複数の議員から頂戴しました。当委員会の瀬尾議員からもいただいたところでございます。

議会の本会議場でも申し上げたとおり、今いただきましたいろんな意見がございます。この共生交付金をこういった施設に使っていいのか。あるいは、維持管理はどうなるのかといったそういった御意見。他方、いい施設をつくってほしいと。市民に親しまれる、核となって有効利用されるような施設にしてほしいという瀬尾議員の御意見もございました。それを踏まえまして、いろんな角度の意見がございますので、これらを頭に置きながら、市民にとって本当によかったと思ってもらえるような施設づくりに努めてまいりたいと。

で、まずは基本構想、今、進捗中でございますので、それをいろんな角度から議論をしまして、皆さん方にも示しながら、市民の理解を得ながら進めたいと思っております。

以上です。

○委員（成川幸太郎） 今に関連してですけども、当局がこの基本構想をもう固める前にパブリックコメント等を一ある程度、今出されている部分が出てきた段階でパブリックコメントを、される予定等はないんですか。

○企画政策課長（上大迫修） 基本的な機能等につきましては、これまで説明したとおりでございます。基本構想を固める段階で、パブリックコメントの形で、意見を広く徴するという事は、今、作業の工程上はイメージしておりません。

ただ、固めた内容をより具体的に今後進めていく上で必要な意見というんですか、周知といった部分で極力反映していくようなスタンスになるかというふうに思います。

○委員（成川幸太郎） 先日、この企画経済委員会で行行政視察に行ったときに、一宮駅前ビルの計画を見ましたら、やはり構想案がまとまった段階でパブリックコメントをかけて、そのパブリックコメントの意見も参考にしながら、また最終的な構想案にまとめたということもあります。

だから、逆になると、もう変えようがない。意見が出て、ということなので、決まる前にやはり意見はちゃんと正式な形で、いろんな形でみんな意見を伝えられると思うんですけども。パブリックコメントということで、皆さんにこういう公開しましたということぐらいの確認はしておいたほうがいいんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○企画政策課長（上大迫修） 御指摘の部分につ

きましては、ごもっともな部分もあろうかと思いますが、パブリックコメントを、構想が固まった段階で改めて、その機能の内容とか、施設の内容について問うということでは、作業の工程が組み立てられない状況でございます。

ただし、いただく意見といいますのが、施設の運営とか、こういうのがあったらいいよね、この使い方的な部分でいろいろある分については、以後の基本計画、実際の運営といった分に捉えて反映できていきますので、正式にパブリックコメントという形の手続きを踏むということは難しいものと思っております。実際の具現化に向けて必要な意見というのは、大いに反映をして取り組んでいきたいというふうな考え方でございます。

○委員（成川幸太郎） どうもそこら辺が、市民の声が反映されにくいことをされていると。その市民の声を聞いたから、パブリックコメントをしたから、それを全て取り入れるということじゃなくても、説得性というか、こういう形で意見をいただいたけど、これに対しては、こう思いますということ、はっきりと市民にも公開しながらです。その結果、こういった基本構想がまとまりましたと。そのあと、スケジュールを組めばいいことであって、だから、そこら辺がどうもちょっと余りにも、行政のほうとしても、決めたやつがまたひっくりかえるようなことがあれば、余り愉快なことじゃないでしょうから、できたら、その前にいろんな人の意見を聞いて、市民も納得した形で構想が進んでいくことを、やっぱり希望はします。

○委員（小田原勇次郎） るる、この件にも関連した部分が1点。1点は、私は、この陳情に関する部分で、陳情者は、このハード部分ではなくて、ソフトの部分にもこの共生交付金を使えないのかというような趣旨の陳情であるというふうに、私は理解をしております。

そうした中で、るる一般質問の中で県の計画に登載して、それを国の承認を得て、それを初め我々は事業化できるんだというような御説明であったので、それは認識しておるんですが、この共生交付金の趣旨、そのものがハード事業にしか使えないのか、それとも、いろんな角度的にソフトとか、そういう部分にも使おうとすれば、使うような制度であるのかどうか1点、教えてください。

と、もう一点は、一般質問の中で、要するに、市民の声を聞いたかどうかといういろんな方々からの御意見の中で、部長が以前、そこの旧庁舎跡地を、あれはたしか1,900万円ぐらい委託料を払って、複合拠点施設の可能性調査を、駅東とことされましたよね。そうしたときに、もうアンケートで調査済みだというような御答弁を、一般質問のときにされました。そのときの資料を持ってくればよかったんですが、そのときに市民の方々から、それは複合拠点施設をつくるという部分についてのアンケートでしたから、どのような御意見が出ておったのか、もし、概要部分でもよろしければ、再度お聞かせを願いたいんですが、その意見を参考にして、今回、基本構想に取り組みたいというような御答弁があったもんですから、どういう意見であったかをちょっと確認させてください。

○企画政策課長（上大迫修） まず、共生交付金の趣旨、概要でございますが、共生交付金につきましては、公共施設の整備のほか、福祉対策や産業近代化、地域活性化というハード、ソフト両面に使える制度となっております。その点については、幅広いもの。これまでの市が使ってきた実績と変わるところはございません。

二つ目に、平成22年から23年にかけて実施をしました複合拠点施設の可能性調査の部分でございますが、可能性調査の中で市民アンケートを実施しております。どういった問いかけをしておりますかといいますと、中心の市街地において拠点性能を高める施設整備を行おうとしたとき、どのような機能が望まれるのかということを広く調査をさせていただいております。これは、ある程度、4地点を示しながら調査をしておりますので、多少のニュアンスの部分が違う部分がありますけど、広くは、人のにぎわいを生むような多目的ホールが必要である。図書館のようなものがないだろうか、それと、利便性を高める上で駐車場でありますとか、また、公共だけではなくて、民間のその施設等の一体化といった、一緒に整備することができないかという意見等をいただいておりますし、市民の交流サロンのみの意見等もいただいておりますので、そういった意味から言いますと、部長が一般質問のときに答弁させていただいたとおり、多目的ホールとしてのコンベンション的な使い方についての市民ニーズはあります。

まして、市民交流センター等につきましても意見のほうがあるということですので、それをどういうふうに今回の基本構想の中に入れるかといったような作業をしておりますので、改めてアンケート調査、ある意味のパブリックコメントという形での整理をするまでもなく、その質を高めていくことで周知を図り、理解を得ていきたいというような考え方でしているところでございます。

○委員（小田原勇次郎） 先ほど、委員の方々からも市民の方々に十分周知徹底をと、この構想については十分に説明をとということでありました。私も同感です。第1次総合計画のときに、駅東に複合拠点施設をとという部分が総合計画の中に入っております。これが一応、頓挫した形にはなっておりますが、それが再び財源的な裏づけができたので、その構想に再度取り組んでおるんだという認識を持ったほうがいいのかというふうに、私はちょっと個人的には考えたところであります。

ですから、これが降って湧いたような25億で新たな事業に取り組むというふうに理解してしまうと、薩摩川内市の考え方がおかしくなってしまうので、第1次総合計画の時点から複合拠点施設に取り組むという部分については計画に登載しておったので、その部分の財源の裏づけがほぼついてきたという認識で、私は解釈をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（川添公貴） そのような方向性でよろしいでしょうか。

○企画政策課長（上大迫修） 小田原委員のほうから御指摘いただきましたとおり、第1次総合計画にも書いてありますし、今回整備をしました総合戦略の中にも、市街地におけるコンベンション機能の強化とかいったものも、その都市機能を高めていく上で必要だということの位置づけをしておりますので、決して唐突に出てきたものではなくて、政策の連続性の中で具体化できるものとして書き上げた。それを具体的に、どういった形で形づくっていくのかというのを、市民の方々にお見せするというか、お知らせしていきたいというふうに考えます。

○委員（小田原勇次郎） 最後に、るる委員の方々からも出ておられますように、要するに、住民の方々がこの御時勢、箱物をつくってと言われる部分が、そういう御意見があるのは重々わかっ

ておりますが、こういう施設で、使い勝手がよくて、非常に市民のにぎわいの核になったと。川内駅を中心に駅を中心市街地が非常ににぎわいを、活気を呈してきたと言われるような方向性の構想にまとめていただきますように、よろしく願いをいたします。要望しておきます。

○委員（瀬尾和敬） この陳情書が出た背景というのは、25億円、箱物に使うんじゃないかと、もっといろいろなものに使えるんじゃないかと、そういう発想からだろうと思います。

また、この調整交付金25億円の使い道、それとその意味です。これは県の計画に基づいて、国がそれを認めたものというようなものとかいう周知をまずしっかりすべきであるんじゃないかなど。そういうのがあれば、その中で、やっぱりどういうふうな活用ができるのかということにつながっていくと思うんですね。

だから、この陳情に関しては、おっしゃるのはわかるけれども、ただ、そういうふうな、そういうわけにはいかないものもあるんですよというものもあると思いますよね。決定して、事は進んでいるわけですから、そういう情報がある程度市民の皆さんにもわかりやすく説明をされるのが、とても大事なことじゃないかなと思います。

そういうのは言われますよ。「25億円も箱物に使うんじゃないかと、うちのこんなたかだか二、三百万のをしてくれんのか」とか。そういうのががんがん来るのが、これ議員なんですよ。だから、そういうのも一つに解消してもらいたいという気持ちもある。

だから、そこんことをしっかりやってもらえるかどうかを、ちょっと確認をします。

○委員長（川添公貴） 陳情の中で趣旨について、今、質疑をいただいているんですが、記として、原発関連交付金の活用について、全てについてということで書いてございます。で、可能な限り、今、瀬尾委員のほうから情報発信をするべきだろうということの質疑がありましたので、そのことも踏まえて、他の交付金が、使途目的が必ず決まってると思いますので、大枠で結構です。説明をいただければよりわかりやすいのかと思いますので、よろしく願います。

○企画政策課長（上大迫修） 今、電源交付金の状況の説明をお許しいただきますと、平成26年度末までに283億7,000万のお金をたしかい

ただいてたというふうに思います。

これらにつきまして、スタートは昭和50年代前期からずっとスタートしてきておりますが、総じて、平成にまでに入るまでの間は、ほぼハード事業等にしておりまして、橋梁でありますとか、今言いました公共施設等について、しておりますが。合併以降につきましては、施設の運営でありますとか、ソフト事業を中心に当て込んできております。平成27年度の当初予算で申し上げますと、施設の管理運営といったものが約7割程度ございます。残り3割につきまして、道路、橋、そのインフラの整備でありますとか、水道施設等の整備に充ててきているのが現状でございます。そういうような状況に、今のところなっています。

○委員長（川添公貴） 交付金について使途目的が決まってるはずなんです。そこを説明しないと、今の答弁でいくと、何にでも使えますよというぐあいに誤解を招きかねない。で、使途目的がある程度、そういうことに決まっているという部分を説明していただいて、先ほどの質問の情報発信について、どのようにされるのかというのを答弁いただければと思います。

○企画政策課長（上大迫修） 申しわけありません。電源の交付金は、歴史もありますけれども、使うべき対象については、大きく四つぐらいに分かれております。公共施設の整備といったもの、福祉対策といった医療・福祉のサービス部門——これはハードでも含めてでありますけど、医療・福祉対策。それと地域活性化といった幅広い、地域おこしから含めてです。それと最後に、企業導入とか、産業近代化というような切り口のものがございます。

そういった目的に限られているということにはなりますが、これまで、私ども、大きく四つの区分をもって議論をして、事業展開してきておりますので、市民の方々からいただいている意見に対して、使える、使えないといった分については、この四つのキーワードから整理をして対応しているというのがございます。決して何もかもということではなくて、やはり交付金制度の設置の目的がありますので、それに合致した上で対応しているというのが現状でございます。

済みません。情報の発信の部分につきましてですけれども、基本的には年間予算を組みますので、当初予算の概要でありますとか、そういった部分

で本年度の電源交付金については、どのように使いますよ、検討して予算を組みましたということもございますし。電源交付金はホームページにおきまして、毎年度、実績を公表するという形をとっておりますので、そういった部分では、見ていただきますと、どの施設に使った、どういった経費に使ったというのはつぶさに見てとれるような状態ではしておりますが、今回、このような質問等もいただいておりますので、さらにその広報する機会等を設けていきたいというふうに思います。

○委員長（川添公貴）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。それでは、お諮りします。

陳情第20号の取り扱いについて、どのようにお計りいたしましょうか、御意見をお伺いしたいと思います。

御意見、ございませんか。

○委員（杉藪道朗）採決してもらって結構です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）採決の声がございますので、これより討論、採決を行います。

それでは、これより討論を行います。

まずは、本陳情に対する反対討論を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）次に、賛成討論はございませんか。

○委員（江口是彦）一応この陳情の基本、やはり住民の意見をできるだけ聞いてほしいということもありますので、この25億円のコンベンションホールの建設というのだけが今先行していますが、これは、さっき委員からも出ましたように、駅東口の活性化、あそこを拠点として、市街地も含めてどう活性化していくかというのは、この25億のコンベンションホールだけで完結できませんから、民間の活力も生かして、どういろんな複合拠点施設をつくり上げていくかということも大事であります。

だから、そういうところも含めて、市民の声、いろいろ募集というか、聞いていけるような方向でやってほしいなと思うことから、この陳情に賛成いたします。

○委員長（川添公貴）次、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論は終結いたしました。これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（川添公貴）賛成少数であります。

よって、本陳情は否決されました。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時32分休憩

~~~~~

午前10時35分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）ここで本会議に返します。

以上で、企画政策課を終わります。御苦労さまでした。

△甌はひとつ推進室の審査

○委員長（川添公貴）次に、甌はひとつ推進室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はございませんので、所管事務調査を行います。

説明をお願いします。

○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）おはようございます。甌はひとつ推進室でございます。

今回の所管事務調査は、甌島におけるツーリズムの推進について、報告させていただきたいと思っております。

企画経済委員会資料、1ページをごらんいただきたいと思っております。

最初に、ビジョンの策定でございますけれども、平成26年度におきまして、人口減少など大きな課題を抱える甌島振興につきましては、課題解決のための取り組みと行動計画を取りまとめた甌島ツーリズムビジョンを策定しております。

この大きな目的は、島民の所得向上と雇用機会の拡充の実現でございます。

ツーリズムビジョンは、さきに所管事務調査等で皆さんのほうに配付しているところでございます。

1 ページの2 番目になりますが、取り組みを具体的に推進していくために、甌島全体の観光振興をマネジメントする組織が重要ということで、2 回の準備委員会を経て、本年の10月14日に、甌島ツーリズム推進協議会を設立したところでございます。

協議会のイメージとしましては、裏面の2 ページをごらんいただきたいと思いますが、会長を市長としまして、24 団体から推薦された方で協議会を構成しております。

5 番目に書いてありますとおり、今後は、より具体的に取り組みを推進するために、地域振興部会、環境保全部会、教育推進部会、観光振興部会、この4 部会をそれぞれ今設立の準備をしているところで、各部会長を定めまして、今、選任等をしながらか、12月、1月には、この部会を立ち上げるように準備しているところでございます。

この部会を中心に87の取り組みを中心に、住民主体、一応、一番大事なところなんですけど、甌島の島民全体で島民主体の取り組みを展開していきたいと考えているところでございます。

以上で、甌はひとつ推進室に関する所管事務調査の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

**○委員（江口是彦）** これも先日の、私はなかなか上甌でずっと丸一日いろんな人の意見を聞くという機会が少ないんですが、この間、国民文化祭のとき行きました。

それで、もう本当いろんな細かな陳情も含めて、そして、副市長がいましたが、副市長に、それはもう「議会より当局に直接言わんな」と、冗談を言ったりしながら、いっぱい聞かせてもらったんですが、そういう細かなことはちょっと置いて、「記念碑をここにつくってくれ」とか、看板の云々とか、トイレの問題とか、いろいろ出ましたが、そういうのはちょっともう当局も調査済みだと思いますので。

その中で、基本的に言われたのが、観光というのが非常に——甌は観光ということで目玉というか——力説されてる。極端に言うと、観光は受け入れと、送る側と、ちょうどバランスがとれてうまくいくんだと思うと。なかなかその人たちの意見をうまく伝えられませんが、極端に言うと、島に送るのに1,000の力を使うときは、それを700にしても、300はもっときめ細かな観光基盤整備とか、地元の整備、そういうのに使ってほしいなど。

特に、今の観光、観光と言うとき、送り込むことにすごく力が入れているんじゃないだろうかということ、うまく表現できませんけど、その辺の受け入れ基盤の整備、その辺のバランスがとても大事のような気がしますので、お願いします。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 今、江口委員が言われた意見というのは、このツーリズムをちょうど昨年策定したんですけど、島民の方代表16名で出ていただいていますけど、そういう声も多かったです。

このビジョンの中の一番やっぱり最重要方針として、一つの中に受け入れ環境の向上というのがございます。これが観光インフラ、道路もなんですけど、案内板、特にトイレ、そういうのがやっぱり必要じゃないかという意見も出ておりますので、こちらのほうも、一応今、観光振興部会、先ほど言いました部会を中心に現地を見ながら、一つ一つ進めていきたいと思っております。

特に案内板のことも結構言われました。島民の方が、結構入り込んだときにわかりにくいというのも言われましたので、そちらも今、関係課と現地の調査をしながら、来年に向けてできることについては整備をしていこうという協議をしておりますので、一番心がけていながら、観光インフラについても島民の方と一緒に協議をしていきたいと思っております。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** よろしいですか。ほか。

**○委員（瀬尾和敬）** もう私何度も言ってるんですが、以前、中甌港に着くと、大きな看板があると。甌はひとつと書いてあると。「お宅たちは一つずつじゃないですか」と。「全然まとまろうとする気がないじゃないですか」と。それぞれのところがプライドを持って自己主張をされて、これはこ

れでいいのかもしれませんが、今度、この甌はひとつ推進室、このひとつというのは、一つになりたいという願望だと思うんですよ。

ところが、その願望だけでなく、今度は、いよいよ藺牟田瀬戸架橋が開通すると、完全に一つにならざるを得ないんですよ。現時点において、こういういろんな部会ができてされるのは、現時点における甌の状態を、みんな、心をつにしませうということなんだけど、藺牟田瀬戸架橋が開通すれば、一つになってしまうわけですから、もうつながってしまうわけだから、今度はまた感覚も変えてもらわなきゃいかんと思うんです。一つになったぞと。

これは、その藺牟田瀬戸架橋が開通して本当に一つになったときのことを想定した協議会なのか、それとも、現時点における協議会なのか、ちょっと。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）**今の現状を昨年は課題を抽出しながらこのビジョンをつくっているんですけども、その中で、やっぱり一つとしては、今言いました、まだ橋ができてませんので、上甌島の観光と下甌島の観光、やっぱりこれに分かれてしまっているということで。一つの意見としましては、橋ができたときには、本当に上甌島のほうに来て、1日かけて下甌島まで回って、下甌島で宿泊するという形で、もう一体化した観光の振興も望めるという意見もすごく出ています。

で、私も、一番感じるのは、やっぱり上甌島と下甌島との方々の交流というのがなかなか少ないと思います。やはり船でしか渡ってませんので、本土とはあるんでしょうけど。ですから、今、やはりこの協議会の中では、各部会の中で上甌、下甌を踏まえた全員の一体となった方々で会をつくっておりますので、お互いの課題を出していきながら、一つになったときの振興策をぜひ話をしてほしいというのは、常日ごろ話をしているところです。

以上です。

**○委員（瀬尾和敬）**合併当初、我々も知恵を絞って、甌島振興局というのをどっか島に置いてやるべきだというふうなことを提案したこともあったんですけど、結果的に、こういう形で、甌はひとつ推進室という形でできるようになったのをうれしく思っています。

今言われたようなそういう目的がしっかりと達成できますように、本当に文字どおり甌の人たちが、そういう物理的なことも、それから精神的なことも一つになる。また、大変なことなんですけど、頑張っていたきたいとエールを送りたいと思います。一言、どうぞ。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）**済みません。ビジョンとはまた別に、甌の架橋の建設後のあり方を、今、推進会議で住民主体となって議論していただいているところですけども。やはり住民の方々も本当に将来に向けては、やっぱり局とか、支所のあり方も、今熱心に討議していただいておりますので、私どももできるだけ心も一つになるような形で頑張っていきたいと思います。

以上です。

**○委員（小田原勇次郎）**今の部会の設立準備中という説明でありました。当然、協議会構成メンバーに薩摩川内市が入っておりますので、各部には関係所管課が当然入って、協議に参加していくというスタイルで理解しとってよろしいですか。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）**済みません、資料のほう、2ページをごらんいただきたいと思いますが、ちょっと、こここのところは見えにくくて済みません。

ここに四つの部会がございまして、この部会の構成メンバーのイメージの下の方に、本当済みません、黒くなってしましまして。地域振興部会のほうが、事務局が甌はひとつ推進室、環境保全部会のほうが環境課、教育推進、文化課、観光課と、当然これ主管課のほうも入っていただいて、一番大事なのは、この横断的なまた取り組みも重要になるので、協議会のほうでそこについての横断的な取り組みはまとめていきたいと思っています。見えにくくて、済みませんでした。

**○委員長（川添公貴）**ほか、所管事務全般について御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）**質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑を許します。

**○議員（帯田裕達）**1点だけ、非常にすばらしい計画で、これを進めていくというのは、もう私も大賛成ですが、それぞれ団体とか、コミ協さんとか、いろんな団体で構成されているんですが、なかなか下甌まで、こういうのができたんだよと、こういうふうにするんだよというのが、会員さん

とか、組合さん、自治会長さんとかに周知が徹底されないと、いつまでたっても行政主導でやるんだけど、じゃ、島民が一つになってこれを取り組んでいくかというのには、ちょっと疑問もありますので、やっぱり周知徹底して、これいいことですから、それぞれの会員さん、組合員さん、自治会長さん、島民みんなが知るような形で周知をしていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** 周知をするようにちゃんとしていますかという質問ですので、それに答えてください。

**○甌はひとつ推進室長（古里洋一郎）** 実は、いろんな協議会の会長さんは、いろんな会員でいられて忙しいと思います。ただ、この協議会の委員の方々は、一応協議会から推薦ということで、会長ではなくて、いろんな副会長とかいらっやいます。

ただ、この下甌の部会のほうに、例えば地域振興部会のほうでいえば、各地区コミュのほうから、コミュニティ協議会の中で地域づくり部会とか、いろいろと環境保全部会とか、協議会の中でいろんな部会があるみたいですので、その部会の方々とか、この下の自治会の方とか、そういう方を出してもらっていただいております。

ですから、この部会のほうを具体的に進めていきたいと思って、また周知もしていきたいと思います。

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、甌はひとつ推進室の審査を終了します。御苦労さまでした。

---

△行政改革推進課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△議案第222号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

**○委員長（川添公貴）** まずは、議案第222号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** 行政改革推進課でございます。

議案第222号薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、御説明いたします。

さきにお配りしております11月16日付の企画政策部の議会資料の2ページでございます。

法律で規定されている事務以外で、社会保障、税、災害対策に関する市の独自の事務で個人番号を利用する場合及び同一執行機関内での情報連携のために個人番号を利用する場合は、その旨、条例に規定する必要があります。このことから、条例を制定するものでございます。

市が独自で個人番号を利用する事務として、書いてございますとおり三つ、子ども医療費助成事務、ひとり親家庭等医療費助成事務、重度心身障害者医療費助成事務の3事務を規定してございます。

御審査方、よろしく願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明が終わりましたが、これより質疑を行います。

御質疑ございませんか。

**○委員（小田原勇次郎）** 今回は、今御説明のあった三つの事務事業に対して、この個人番号を独自に使うということなんですが、今後、いろいろと業務をまた精査していく中で、ここあたりが拡大していく可能性という部分については、今、どのような認識を持っておられますか。

**○行政改革推進課長（上戸理志）** この3事務に絞り込む中で、市役所内で関係する15課、18名の作業部会で慎重に検討してまいりました。

それから、他の市町村、これまで、さきに9月に条例を制定したところも19市の中で7自治体でございます。今回の12月議会で上程しているところが19市の中で11、あと、3月が1自治体ということで聞いておりますが、そういった他市の先進地の事例、それから、作業部会で各業務の洗い出しの中で、この3事務を絞り込んだものでございます。

今後、大きく新規の事業で条例を制定するとか、制度が変わるとかであれば、さらにそれに合わせて変えていく必要がございますが、現状においては、この3事務、これが行政の効率性、それから市民の利便性を考えたときの一番の事務ということで選定したところでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（江口是彦）言われているのはわかるんですけど、これを28年1月以降に具体的に開始していこうと。この住民がこれを恩恵ちゅうか、活用するために、カード申請、今、あれが出てますよね。カードを1月1日以降交付されるんでしょうけど。これは具体的にやっぱり持った方がいいということになるんですか。それとも、ナンバーさえしっかり確認してれば、それでちゃんとこういう市の独自利用が可能なのかどうか。やはりカードをちゃんとつくってもらった方がいいよというようなことなんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

○行政改革推進課長（上戸理志）市民の利便性の観点からしますと、1月以降に、これは本会議の中でも具体例を部長が答弁いたしました。いろんな書類の中、社会保障、税の分野で氏名だけじゃなく、個人番号の記載という形が、様式が変更になります。その様式の変更の中で、カードがあれば便利な場面というのがあります。例えば、成り済ましを防止するために、もし通知カードであれば、通知カード、紙のカードです。現在、全世帯にお配りしております、こちらの通知カードだけであれば、通知カードと、あと本人が確認できるものをそこで提示する必要がありますが、個人番号カードであれば、その中に顔写真も入っておりますので、その1枚で済むという、そういうメリットはあります。

ただ、個人番号カードを持ってないからといって、そういう書類が受け付けられなかったり、不利益を受けるということはございません。

以上です。

○委員（江口是彦）これは質問されたことなんですけど、個人番号カードが切り離しされ、ちゃんと手元に残っていますよね、今、上に。個人番号通知、とにかく個人番号が。それで聞かれたときは、「それはとりあえずちゃんと丁寧に保存しとった方がいいですよ」と言うんですけど。これはカードと引き換えに、それを持っていかんと、まただめなんですかね。何かカードを引きかえにする云々というのが1行入っていますよね。カード発行のときは、それはお返しくささいと。それはそうなんですかね。

○行政改革推進課長（上戸理志）希望をされる方は、今の紙の通知カードの下に申請書がありま

す。この申請書を使う方法、それからスマホでの申請、それから、市内にその機械があるかどうかは、ちょっと今のところ確認できないんですけど、写真の自動写真機からの申請、この三つの申請という方法があります。

そして、その申請によって個人番号カードが市役所に国のほうから届きました、J-LISから届きました。とりに来てくださいというのを来年1月以降、恐らく今のスケジュールからいくと、2月以降になるんじゃないかなというふうに予想しております。とりに来られたときに、引きかえとして、紙カードの通知カードと、それから住基カードを今持たれている方は、住基カードも返納してくださいと。引きかえになります。

以上です。

○委員（江口是彦）個別に税申告等を行う関係で、ちょうど申告時期、ずれたりして、困る人も出てくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。税申告との関係。

○行政改革推進課長（上戸理志）現在の住基カードも、新たに申請者に交付される個人番号カード、プラスチックカードのほうも、ICチップの部分がありまして、証明用申請というところで、e-Tax等の活用ができると思います。

仮に、タイムラグが生じたときに、すなわちコンビニ交付もそうです。それから今のe-Tax。住基カードを市役所に返しました。そして、個人番号カードが手に入りました。そこにICチップがあります。ただ、そのICチップの部分の活用、コンビニ交付が図れなければ、その期間というのは住民サービスの低下につながりますが、市役所のほうでは、コンビニ交付も含めて、テスト期間も含めて、今のところ2月ぐらいにはそういうサービス、現在の住基カードでできるサービスができるような予定を組んでおります。

現在、幸いにもと言うと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、国のほうの通知カードの配送がおくれた関係で、そのタイムラグ、すなわち個人番号カードを住民にお渡しする期間と、それから市役所のほうでコンビニ交付のテストが終わる、そういうe-Tax等の活用が図られる期間というのはかなり狭まるというか、もしかしたら、タイムラグがなくなるかもしれませんが、早く欲しいという方もいらっしゃるかもしれませんが、どうしても市役所としては、J-LISから申請に基

づいてカードが届かなければ、そこから改めて市民に、いつ、どこどこに何を持ってきてください。それから、先ほど申し上げました住基カードをお持ちの方は、引きかえになりますし、それから、紙カードのほうも、通知カードも持ってきてくださいという、そういう通知になります。

で、それをお渡しできるのが、恐らくスケジュール的には、国は1月以降と言っておりますが、今のスケジュールからいくと2月ぐらいになるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○委員（江口是彦）念のためにですが、住基カードを返納する、引きかえるまでは住基カードで、いろんな今までの税の申告、e-Tax等もできるということで、いいんですね。

○行政改革推進課長（上戸理志）はい、委員おっしゃるとおり、引きかえるまでは今の住基カードは有効でございますし、仮に個人番号カードが必要ないと、まだ住基カードをずっと、10年間期限があります。こちらのほう10年間有効期限がございますので、そちらのほうはしっかりと活用が図られます。

ただ、市民福祉委員会等でも強調しておっており、新規で1月以降、住基カードの発行とか、更新はできません。そういう説明でございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（瀬尾和敬）e-Taxの場合、住基カードをカードリーダー・ライターというのに突っ込んで、それで申告できるようになっていますよね。そうすると、新しいマイナンバーカードでもそのカードリーダー・ライター、それは同じに使えるということですか。

○行政改革推進課長（上戸理志）国税庁のホームページ等を確認するところ、そのままの形でできるというふうに認識しております。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）この前、私が帰るのを待ち伏せてしていたかのように、郵便局員さんが見えになって、いつもの配達時間と違う時間に来て、例の申請書のあれを届けてくださいました。

で、自分としては、もう申請したんですが、今、テレビでよく報道されています。配達しても届かない場合、一旦、郵便局に1週間保管して、そして、それはまたとりに来られない場合は市役所に

持ってくる。今、本市の場合なんか、それはどうなっていますか。

○行政改革推進課長（上戸理志）実際、もう既に市役所のほうに郵便局から1週間の期限を経て帰ってきたのもございまして、その分につきまして、大体今4,000件です。8%、9%、4万6,000世帯に対しての4,000件が郵便局から。

で、その中のその4,000件が市役所のほうに、今後、全てといえますと4,000件という形になります。細かく言うと4,096通と。

それで、きょうも実際、市民課を見ていただければ、もう既に……。

○委員長（川添公貴）ここで休憩します。

~~~~~

午前11時3分休憩

~~~~~

午前11時4分開議

~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に続けて会議を開きます。

○行政改革推進課長（上戸理志）市役所のほうに返戻されたもの、既に一部については、市民に通知をして郵便局にとりに来られなかったために市役所に戻ってきていますと、市役所にとりに来てください、何々を持ってとりに来てくださいという通知を出してございまして、既にきのうぐらいから、きのうで80名ぐらい市役所に通知カードをとりに来られたと、市民課から報告を受けております。

きょうも、下のほうを見ていただければ、1階のエレベーター前にも通知カードの受け取り場所2階と書いてありますので、既にそういう形で市役所での受け渡しも始まっております。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）四千何通のうち80ですから、恐らく、これは市役所でずっと保管、何か月かすれば、それはもう無効になるちゅうことはないんでしょう。ずっと保管することになりますよね。やっかいな作業が残りますよね。常に、だからそういう、市民としてはいつでもいいやという感じで、時期がまちまちで見えになると、その担当の職員さんも置かなきゃいけないだろうし、大変ですね、これは。

○委員長（川添公貴）返送された分についての

取り扱いについて、今後の予定についてどのような手順で進めるのかを答弁願いたいと思います。

○行政改革推進課長（上戸理志） こちらは、もちろん今は担当課、市民課のほうを中心に行うわけですが、随時、帰ってきたものについては市民にとりに来てくださいというお願いで通知文を出します。

それでもとりに来られない方というのは恐らくあると思います。そういったものについての取り扱い。実際に、例えば、もう宛先不明という件もあると思います。そういう扱いについて、また、市民課だけでなく、もしかすると作業部会、そういう部内、全庁的に取り組んでいかないといけないと認識しておりますが、市役所独自の業務じゃありません。これは薩摩川内市に限らず、全ての自治体がやっぱり抱える問題だと。非常に大きな制度改革ですので、そこは頑張らないといけないのかというのを担当課、それから統括課である行革課も思っております。

以上です。

○委員長（川添公貴） よろしいですか。ほかございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 済みません、冒頭でお伺いすればよかったです。冒頭で御説明があった、いわゆる市が個人番号の独自利用を行う事務として、三つの事業が行われています。

今、マイナンバー制度等の中で、この制度の中にインプットされる情報で割と表に出ているのが、いわゆる住基情報であったり、税情報、そこあたりの共有化という部分の中で、今まで申請をしたときの所得確認をしなきゃいけない部分があったり、そういう部分のデータという概念が割と今大きいんですが、今提示されておるこのいろんな三つの事業においても、主にはそういう所得の状況であるとか、そこらあたりを共有、いわゆる横の壁を取っ払った情報の共有という部分の中で、認識しておけばいいのかだけ、ちょっと教えていただけませんか。

○行政改革推進課長（上戸理志） 委員がおっしゃるとおり、法律の中で――非常に大きな国共通の業務については、今言われたような税情報、それから住基情報、そういったものについては、法律の中で、使えるという形で担保してございます。

今回は、市の独自のもので三つ上げました。やはり法律の扱いと一緒に、そちらについては税情

報、それから住基情報、そういったものがメインとなって、情報共有、庁内での連携が図れるということ。

そして、一部については、これまで申請書に所得証明書をつけないといけなかった。そういったものが市民は省略されるという国民の利便性の向上にもつながるということでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴） 次に、所管事務調査を行います。

○行政改革推進課長（上戸理志） 行政改革推進課からは1件御説明させていただきたいと思えます。

企画経済委員会資料の3ページをお願いいたします。

委員会資料の3ページ、平成28年度組織・機構見直し（案）について、御説明いたします。

現在、記載してある組織名は、あくまでも仮称ということで御了解いただきたいと思えます。

今回、3件の組織・機構を記載してございます。

まず、1番目、環境課の再編でございます。多様化する環境行政に的確かつスピーディーに対応するために、一体的な管理運営を行う体制整備を行うということで、現在の4グループを3グループに再編するものでございます。環境政策グループ、それから施設整備グループを、仮称でございますが、環境グループにここを一本化し、4つがそれぞれ抱えている業務の見直し等もあわせて行

うものでございます。

それから、2番目です。教育総務課、学校教育課の再編及び学校施設整備室の新設でございます。小中一貫校の整備体制の強化を図るために、学校施設整備室を新設する。あわせて、学校教育と就学支援に係る事務分掌の整理、業務集約を行うために、就学支援に係る業務を現在の学校教育課から教育総務課に移管するものでございます。

下の表を見ていただければ、27年度の体制、今、網かけで学校教育課の学事グループが持っている業務を、28年度以降、教育総務課の就学支援グループに移管するという案でございます。

あわせて、学校施設整備室を新設する。そういう案でございます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

3番目です。上水道課の再編です。水道ビジョンに基づき本土地域の簡水を水道事業に統合するとともに、甌島地域の簡易水道事業を再編することに伴う体制整備を行うために、組織の再編を行うものでございます。

現在の上水道課、こちらの上水道という名前、これが県内でも余り一般的でない。今、下水道課があるということで、上水道課、下水道課という言葉を使っておりますが、名称のほうも水道というのを強調するために、水道工務課と名称を変更し、現在、グループとしては、上水道グループと簡易水道グループに分かれておりますが、ここが一つの水道事業と統合することによって、エリアごとに分けまして、樋脇、入来、東郷、祁答院地域を所管する東部水道グループ、それから、川内地区、甌島地区を所管する西部水道グループに分けます。

業務のほうは共通する部分が多いです。庶務とか、企画総務に関するものは、川内地区を所管する西部水道グループが担当する、そういう案でございます。

それから、こちらに記載している三つ以外にも、実は検討しているものがございまして、現在、コミュニティ課が所管する地区振興計画、それから地域資源活用、企画政策課が所管する地域おこし協力隊などを、こちらの業務を地域支援というくくりでまとめまして、新たに仮称でございます地域支援室のような組織を設置したいと考えております。

そういう案でございますが、まだ組織の規模、それから位置づけ、業務のすみ分け等、まだ庁内、市役所内でもまだ固まっておりません。現在検討中でございます。そういった案、その他の案につきましても、整い次第、また報告、説明させていただきたいと考えております。御理解いただきたいと思います。

以上、組織・機構見直し（案）についての説明を終わります。

○委員長（川添公貴）ただいま説明いただきましたが、これらを含めて所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

○委員（江口是彦）教育総務課と学校教育課の再編のところで、具体的にちょっと、学校施設整備室が新たにできたということは、多分、東郷の新設校というか、これらが相当の期間とあれも要しますので、その辺を中心になんか思ったんですけど。ことしまであった学事グループの所管は何になるんですか。

○行政改革推進課長（上戸理志）学事グループ所管の就学援助、それから奨学金事務、それから教科書関係事務、そういったものを今後、教育総務課に移管したいという、そういう案でございます。

それから、1番目の施設室については、もちろん小中学校一貫校を中心としますが、それ以外にも、今、大型工事等、学校関係の業務があります。そちらも含めた担当となるというふうを考えております。

以上です。

○委員（江口是彦）学事が就学支援グループに移ったというのがわかりました。

それから、教育施設グループでもはみ出るというか、大型のそういうのを新たに学校施設整備室をつくったという理解でいいんですか。今までのように、学校の体育館修理とか、いろんな整備等については、教育施設のここのでやっていくと。

○行政改革推進課長（上戸理志）委員おっしゃるとおり、これまでの施設の維持管理というところは残りますが、大型の補修工事、それから小中一貫、そういったものをメインに新たな室のほうで担当する、そういう考えでございます。

以上です。

○委員（成川幸太郎）この学校施設整備室ができるということは、今、小中一貫とかと言われま

すけども、それに伴う廃校の問題も、この本会議でも相当問題になってたんですが、廃校施設のこの処理ということについても、ここが担当するんですか。

○行政改革推進課長（上戸理志）廃校の処理、それからその先の利活用、そういったものは、こちらの室のほうは担わないと。また別になります。公共施設の利活用という観点から、現在の行っている、市役所でいくと財産活用推進課、それから教育委員会の中、今、教育総務課がそこは引き継ぐものと考えております。

以上です。

○委員（成川幸太郎）財産活用推進課もそうですけども、教育委員会からなかなか財産活用推進課に来ないということで、いろいろ議員からも質問が出てたわけですが、教育施設グループが担当するわけですね。

○行政改革推進課長（上戸理志）廃校については、現在と体制を変えないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

○委員（瀬尾和敬）わかりやすく、例えば祁答院に教育総務課の出先みたいな機関がありますが、あれ何という名前で、公民館の中にありますよね。教育総務課の何とかだと聞いていますが、そういうのは、これと何か関係があるんですか。

○委員長（川添公貴）教育駐在員制度について。

○行政改革推進課長（上戸理志）昨年度の組織・機構見直し、すなわちことし4月からの見直しの中で、これまで東郷、樋脇、入来、祁答院、四つの地域教育課、こちらのほうを廃止して、教育総務課付の駐在職員という位置づけで、今、それぞれおります。

こちらについての見直しは、今回は行いません。

以上です。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（成川幸太郎）学校施設整備室ができるということは、管理職がふえるということなんですけども、これは主に東郷を見据えての整備室になるのでしょうか。

○行政改革推進課長（上戸理志）2番のところの最初、1行目に書いてございますとおり、やはり東郷地域小中学校一貫の整備、こちらがメインとなりまして、あわせて、現在持っている大型の

工事、修繕、そういったものも担うということでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）ほかに特別に報告することはございませんか。報告することはありませんか。

○行政改革推進課長（上戸理志）そのほか、ございません。

○委員長（川添公貴）念を押しましたよ。

質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、行政改革推進室を終わります。御苦労さまでした。

△コミュニティ課の審査

○委員長（川添公貴）次に、コミュニティ課の審査に入ります。

△議案第223号—議案第224号

○委員長（川添公貴）まずは、議案第223号及び議案第224号を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久）それでは、議案第223号薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、説明をいたします。

議案つづりその3、223-1ページでございます。

提案理由は、地区コミュニティセンター使用料の見直しを行うほか、所要の規定の整備を計ろうとするものでございます。

次の223-2ページでございます。まず、条文の文言で、20条第1項中、「き損」を漢字の「毀損」に改め、別表第1の隈之城地区コミュニティセンターと鹿島地区コミュニティセンターの住所を修正するものでございます。

また、別表第2の使用料につきましては、企画政策部の議会資料で説明をいたします。横長の使用料等を提示した資料でございます。こういう表が載っています。

まず、今回のコミュニティ課分の改定では、保健センターや公民館など、他の課が所管する施設を除く38の地区コミュニティセンターの使用料を改定しております。資料の1ページから19ページがその詳細でございます。

表について簡単に説明いたします。現行の使用料がEの欄でございます。そして、来年度からの新しい使用料がIの欄になります。

今回の改定では、各コミュニティセンターの384の区分の約4%、15の区分で値下げとしております。また、約76%の290の区分が値上げとなっているところでございます。

引き続き、議案第224号について説明をいたします。

議案つづりの224—1ページをお開きください。薩摩川内市セントピア条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

提案理由は、使用料の見直しを行うほか、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次の2ページでございます。まず、条文の文言で、24条第1項中、「き損」を漢字の「毀損」に改め、別表第2の使用料につきましては、先ほどの議会資料でございますが、20ページから22ページに記載をしております。62の区分のうち、31%の19の区分で値上げとなっているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございました。

御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） これより一括採決をいたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

△議案第225号—議案第228号

○委員長（川添公貴） 次に、議案第225号、議案第226号、第227号及び第228号の4議案を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久） それでは、議案第225号から228号まで一括で説明をさせていただきます。

まず、第225号財産の無償譲渡について説明いたします。議案つづりの225—1ページでございます。

譲渡する財産につきましては、土地・建物は記載のとおりでございます。旧亀山集会所のことでございます。譲渡の相手方は、亀山地区の橋口自治会、譲渡の条件は、譲り受けた土地及び建物を橋口自治会の地域活性化の活動拠点として使用すること。譲渡の時期は、本議案の可決の時としております。

10ページ以降に位置図、地籍図、平面図を添付してございますので、御参照ください。

次に、議案第226号について説明いたします。

譲渡する財産は、土地・建物は同じく記載のとおり、旧宮里集会所のことでございます。譲渡の相手方は、川内地区の宮里自治会。譲渡の条件、譲渡の時期は、同様でございます。

続きまして、議案第227号について説明いたします。

譲渡する財産は、記載のとおりで、旧隈之城集会所でございます。譲渡の相手方は、隈之城地区の坪塚自治会。譲渡の条件、譲渡の時期につきましては、同様でございます。

続きまして、議案第228号、譲渡する財産は記載のとおりでございます。旧斧淵集会所でございます。譲渡の相手方は、斧淵地区の舟倉自治会。譲渡の条件は同様でございますが、譲渡の時期につきましては、自治会の要望により、平成28年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、御質疑ございませんか。

○委員（江口是彦） 私は一つ一つについては、ちょっとわかりませんので、トータルで質問しま

すけど、この財産の無償譲渡を自治会にされたのは、例えば、避難施設とか、それから選挙のときの選挙事務の場所とか、投票所ですね。こういうのにもまだ継続して使われるところもありますか。

○委員長（川添公貴）使用要件について、あわせて回答願いたいと思います。

○コミュニティ課長（十島輝久）譲渡した集会所につきましては、避難所につきましては、防災安全課のほうが地元の要望等を聞いてどのように、まだ避難所として必要とするかということで協議をしていくということになっております。

投票所につきましては、これまでどおり当分の間は投票所を維持するというので、選挙管理委員会とは協議をしているところです。

以上でございます。

○委員（江口是彦）公共というか、行政が使わしてもらう分については、使用料等を払ってしていくことになるんでしょうが。それはそれでいいとして。将来の建物、五つが、どれがもう古くなっているのかとかわかりませんが、維持・補修、極端に言うと、もうこれは災害等で、がたがたになったから壊すとかいうとき、多大な費用がかかるわけです。この辺の心配とか、確認、こういう場合はどうするかというのは、話し合いはあるんですか。

○委員長（川添公貴）譲渡に際して、各種補助を今回つけていらっしゃると思います。その点を説明いただき答弁していただければ、よりわかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）ちょっと3月の議会でも御説明したんですが、譲渡に当たりまして、施設の補修とか、そういう要望が多数出てきております。

そういった中で、統一的な補修ができないということで、築年数も違いますし、構造も違いますので、そこらを加味して、一律に築年数とか、そういうのを加味した中で交付金を支払うようにしております。

ですから、譲渡が済んだところには、当面の維持・補修をその交付金のほうでしていただくというふうには説明して、理解をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより、一括採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第229号 薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第229号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）議案第229号薩摩川内市セントピアの指定管理者の指定について説明をいたします。

説明につきましては、議会資料で説明をさせていただきます。今度は縦長のほうの議会資料の3ページになります。

指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市セントピアでございます。

指定管理を行わせる業務は、施設の維持管理及び運営でございます。

指定管理候補者は、株式会社誠建設、現在の指定管理者でございます。

次のページをお開きください。

当該指定管理者が示した事業計画の概要につきましては、記載のとおりでございます。

5番目の選定経過の概要は、応募者が2社ありましたので、8月の20日に選定委員会を開催し、5ページの採点結果表のとおり、高得点の株式会社誠建設を指定管理者として指定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第291号 平成27年薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○コミュニティ課長（十島輝久）それでは、コミュニティ課の補正予算について説明をいたします。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。予算書の29ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費は、1,866万6,000円の減額をお願いしているところでございます。

備考欄で説明をいたします。事項、コミュニティセンター管理費の379万8,000円の減額は、コミュニティセンターパソコンの入れかえに伴います備品購入費の入札執行残でございます。

次に、事項、コミュニティ推進費の896万8,000円の減額は、市民活動災害補償保険料の執行残、及び、次のページでございますが、コミュニティ助成事業補助金は、地区コミュニティ協議会への備品購入に伴います自治総合センターの補助の額の確定による執行残の減額でございます。

次の事項、ゴールド集落活性化事業費の590万円の減額は、ゴールド集落重点支援地区補助金、以下三つの補助金のそれぞれ実績見込み

による過不足分を補正しようとするものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

27ページをお開きください。21款5項4目雑入のコミュニティ課分については、説明欄の2番目、事項、一般コミュニティ助成事業助成金650万円の減額で、歳出におけますコミュニティ助成事業補助金の確定に伴います減額でございます。

最後に、債務負担行為について説明をいたします。

同じ予算書の7ページを開いてください。上から2番目の薩摩川内市セントピア指定管理者の指定管理料で、今回の指定管理議案に伴います債務負担行為分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）今回、減額補正の中に市民活動災害補償の保険料が入ってたものですが、一応、この減額理由っていう部分ではないんですが、先般、議会がちょっと地域と意見交換会をした際に、この市民活動災害補償保険についての意見要望が出されました。というのが、例えば台風15号の災害が発生した突発的な事態の中で、自治会が総出で、道路を封鎖しておる雑木等を撤去作業なんかを、もう緊急的にしなきゃいけなくなったときに、事故等が発生したときに、この市民活動災害補償保険で賄える方向を考えてもらえやならんとかいと。ごもっともなところなんです。そこらあたりはこの契約条項としてはどのような認識であればよろしいんでしょうか。

○コミュニティ課長（十島輝久）地域活動の中で地域社会活動、自治会活動とか防火防犯、地区運動会、献血の輸血運動とか夏祭りとか、そういうのが対象になるようになっておりますので、ちゃんと自治会活動ということで位置づけられておれば対象になるものと考えております。

○委員（小田原勇次郎）論点は、例えば年間当初の事業計画に登載されておらない事業の中で、台風15号は予期せぬ部分ですから、それに突発的に自治会総出でそういう復旧作業に当たったときに、自治会長の判断でこの事業は自治会

の緊急的な事業、行事なんですと、活動なんですということでもって、それを後づけでも申請をすれば対象にしますよという認識でおればいいのかの確認をさせていただきます。

○コミュニティ課長（十島輝久）先ほど言いましたとおり、自治会活動として突発的な活動もございまして、自治会活動という中でしっかり位置づけられたものであれば対象になるというふうに考えております。ただ、個人が自分のおうちをするのに、けがをされたとかそういうのがちょっとありますので。ケース・バイ・ケースでちょっと判断は難しい部分もあるかと思いますが、原則的には自治会が声かけして、皆さんでじゃあそこをやりましょうかっていうような場合は、対象になるのかなというふうには考えているところで

○委員長（川添公貴）それはわかったんですけど、最初質問されたのは、例えばAという自治会で、台風災害のとき、公道の除去作業等を個人個人でされてたやつを、その対象にならないかということです。その後、自治会長が通院をしたというような事案があったときに適用が可能、自分の家をするっちゃうことじゃないですよ。公道を整備して、それが臨機応変に対応ができるのかって質問でございました。

○コミュニティ課長（十島輝久）地域社会活動、地域奉仕活動というのが対象になりますので、はっきり保険会社の判断もありますので、私どもであればこれがってというのがちょっと言いにくい部分があるんですけど、原則的にはそういう奉仕活動ってというのはボランティア保険の対象になるというふうに認識しております。

○委員（小田原勇次郎）最後に、この市民活動災害補償のいわゆる申請者は自治会長にたしかなくてははずですから、自治会長がその業務が個人で公道部分をたまたまやったけれども、それは自治会活動の一環だという自治会長の認識があって、申請を自治会として上げれば対象になる可能性は高いというふうに認識しておけばいいですね。

○委員長（川添公貴）答弁については、保険業法に触れないようにきちっと答弁をお願いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）とりあえず、そういうケースについては、市のほうに提出をしていただければ保険会社のほうにつないでいきたいとは考えてます。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。ここで議案第291号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査に入ります。

○コミュニティ課長（十島輝久）委員会資料をお開きください。5ページでございます。

現在、コミュニティ課で策定中の計画2件について説明をさせていただきます。

まず、第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画（案）について、薩摩川内市男女共同参画基本条例10条の規定に基づきまして、平成18年に計画期間を10年とする計画を策定し施策の推進を図ってきております。現行の計画期間が本年度で終了することから、新たに第2次の基本計画を策定するものでございます。

次に2番目です。第2次の薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（DV対策基本計画）でございます。

平成25年3月に第1次の計画を策定し、同年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、取り組みを進めてきております。同様に計画期間が本年度で終了することから、新たに第2次の計画を策定するものでございます。

経過と今後のスケジュールでございますが、9月29日に関係課によります庁内推進検討会を開催し計画案を策定しております。11月6日に男女協働参画審議会へ諮問を行っております。

今後のスケジュールですが、12月14日から1月8日にかけてパブリックコメントを実施し、2月下旬に審議会を開催し、答申案を決定したいと思います。3月上旬に市長へ答申を行い、下旬には計画の決定、公表の予定としていただいております。

なお、計画案につきましては、別冊で資料1、2ということで配付をしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、これらを含め

て所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（瀬尾和敬）男女共同参画と言われて久しいわけですが、まださらに計画を練られると。男女共同参画はでき上がってないんですかね。もう私はもうほとんど、学校教育の中にあっても地域の中にあっても、何ができてないからまたさらにやろうとされるんですかね。それをちょっとお伺いします。

○コミュニティ課長（十島輝久）数値的なものでいきますと、役職登用率とか、あと審議会への委員とか、各種市議会議員さんの構成率とか、そういうのが表立った数値として、やはり女性の登用につながっていないということで、それと性別、役割分担っていう、男はこうあれ、女はこうあれというそういう意識がやはりどうしても鹿児島、日本ですね、日本の場合は意識が強いかなということで、海外に比べてそういう意識がどうしてもまだ薄いということで、今後もこういう形で進めていくということで計画をつくっているところでございます。

○委員（瀬尾和敬）職員の役職の登用率の問題はそれはもう市役所の問題ですよ。あと、ほんなら議員の女性がどうのこうのって言われるけど、これだってちゃんと公職選挙法に基づいてどなたでも参加できる仕掛けになっているわけで。あと、民間の様子を見ると、例えばダンプカーを女性が運転されている姿、タクシーの乗務員さん、最近はまだ男も女も昔のように、これは男のやる仕事、これは女のやる仕事とかあんまりそんなふうな状況ではないと、なくなってきているなというふうにも実感してます。だから、あと何なんですかね。やっぱりこれはずっと御題目として、努力目標として掲げてあるべきだと。したがって10年計画を立てたけどまたこうやる。そしていろんなイベント、講演会とかをして、まださらにさらにしていくという、これ進めていくという、そういうあれなんですかね。もうだんだん徐々に、この中身も変えていかないといけないんじゃないかという気もするんですけど。どうですか。

○課長代理（上口敬子）男女平等が進んでいるのではないかという御質問だったかと思うんですけども、別冊の資料1のほうで計画をお示ししてございます。こちらの中に市民意識調査というのを平成26年度に行いました。そうしたところ、

男女の平等感というのを、資料1の13ページをごらんいただきたいと思います。こちらをごらんいただきますと「平等」と感じているものは、「学校教育の場で」の63.1%が最大でございまして、全体的に見ましてもまだ「どちらかといえば」を含めて男性が優位であるという意識がこれで見て取れております。

国のほうにおきましても、現在、第4次となる基本計画のほうを策定しております。日本においては、先進国141国中、ジェンダー・ギャップ指数というのがあるんですけども、そちらのほうで104位と、先進国の中でも大変低い位置にあります。そちらも踏まえて、国の今回この基本計画、本市の基本計画も国の4次の動向ですとか、県が策定しております基本計画も勘案しながら、さらに薩摩川内市で一人一人が男女に関係なく、性別、年齢等に関係なく幸せを実感できる社会を目指したいということで、基本計画をみんなで考えてつくっておりますので、どうぞ今後もこういう男女平等の推進に御協力をいただきたいと思います。

○委員（瀬尾和敬）わかりました。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。

○委員（瀬尾和敬）はい、もうよかです。もう十分。

○委員長（川添公貴）ただいま答弁いただきました。ありがとうございます。答弁の中で、冒頭141カ国が先進国ということで発言されたんですけど。141カ国も先進国があったかと思って。先進国っていうのは21カ国ですと私は認識、141っていったら国連加盟国じゃなかったかなと思うんですけど。そのように訂正してよろしいですかね。はい、ありがとうございます。

ほか、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑を許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、コミュニティ課を終わります。御苦労さまでした。

△情報政策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、情報政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はございませんが、所管事務調査の説明をお願いします。

○情報政策課長（瀬戸口良一）情報政策課です。委員会資料の6ページをお開きください。地域情報化計画の策定について説明いたします。

まず1番、計画策定の目的と背景についてです。

3月議会でも説明いたしました。少子・高齢化などこれからの社会情勢の変化に伴う地域課題の解決などのために情報通信技術の活用、普及は極めて有効な手段であると考え、来年から5カ年の計画を策定するものです。

次に2の計画の概要につきましては、ページの下にあります5の計画の概要図、イメージ図をごらんください。第2次総合計画に挙げた各施策の目標達成に向け、2の1にありますように、情報化の側面から支援しようとするものです。

具体的には、2の2に、下の方、2の2になりますが、情報化に関する施策を分類し、ICT利活用による環境整備や人材育成など、行政や住民、企業などがお互いに連携できる施策やネットワークの構築を目指すものです。

また、2の3になりますが、図では下左側になります。この計画の推進のためにしっかりとした進行管理体制を確立いたします。

3の計画策定に当たり、現在までの取り組みといたしましては、図の下の左側に示してありますとおり、市民ニーズの把握のためのアンケート調査の実施と行政事務に係る各業務の課題の抽出、また4地区コミュニティ協議会へのヒアリングの実施や48地区コミ協議会や企業連携協議会への計画概要説明を行い、計画素案の作成と策定委員会を2回実施しております。

4の今後の取り組み予定としまして、2回の策定委員会の開催とパブリックコメントを実施いたしまして、3月中旬の策定完了を目指しております。

次のページからは、市民アンケートの調査結果を載せております。

市内に住んでいらっしゃる20歳以上の2,000人を調査対象とし回答をいただいたのが507票、25.4%の回収率でした。細かい説明

は省きますが、8ページをごらんください。

市民のインターネット関係では、上の方になりますが、インターネットの利用率が60歳代以降で大きく低下し、60歳代以降で利用している方は、スマートフォンよりパソコンの利用が多いというのが結果がわかっております。また次のページ、ICTを利用したまちづくりへのアンケートでは、ICTを活用したまちづくりに7割強の方が「大変興味がある」、「ある程度興味がある」ということで、興味があるということがわかっております。

また、防犯防災、コミュニケーションの向上—これについては、見守り等になります—などのニーズが高い結果となっております。また、それ以外については、地域別にちょっとばらつきがある結果となりました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）はい、ありがとうございます。

ただいま説明ございましたが、これらを含めて所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に委員外議員の質疑はございませんか。

○議員（帯田裕達）今のこの関係じゃないんですが、8月の台風で地デジのアンテナ、配線が、地区によっては大きな損害を受けたと。それに対する修理はできて、もう見られるとのことでしたが、市から何か補助的なものがあったのかというのが1点。

それから、FMさつませんだいがなかなか入らない地域も結構あります。災害のときに市長もラジオを1台ぐらい家庭に配ろうかというような話もあったけど、入らなければ意味がないわけですので、その辺の対策はどう考えてらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○情報政策課長（瀬戸口良一）まず1点目です。地デジの災害についてです。これは薩摩川内市は県内でも一番地上デジタルについては被害を受けております。概算でも大体1,000万以上の被害がやっぱり出ている状況です。このことにつきましては、今週月曜日、県の担当課の方にも協議に

行きました。再三、県のほうにもお願いして、県のほうも国と連携しながらやっているけど、なかなかこの県のほうとしても現段階では厳しい状況であるということで、引き続き検討させていただきますということでした。そういった中で、やはり市としてはやはり今回の災害、非常に大きく、一番額の大きいところで樋脇の藤本ですけど、ここがやはり300万ぐらいの被害が出ております。もう到底、住民一人の負担で巨額な負担になります。ですので、到底、復旧できるということは厳しいと考えております。また、この厳しいというのは、昔の地デジは木柱でした。今回の国の補助によるここ2年やったやつはコンクリート柱ということで非常に頑健です。ですから、それ等が傾いた影響で住民ではちょっとどうしようもできない。木柱でしたら、ちょっと住民が参加したらできたりもするんですけど、非常に厳しい状況を踏まえて、市として単独でできないか今検討しております。ですから、その状況も踏まえて、また次の議会等でも説明できたらというふうに考えております。

次に、2点目のFM難聴についてです。情報政策課の担当としましては、ラジオとかテレビの難視聴が担当になっております。FMさつませんだいのほうにつきましては、観光・シティセールス課が所管なんですけど、そこのエリア拡大の必要性とかそういうものができるのかというのを今、検討しているところでございます。ですから、そのような検討結果を踏まえて、どちらが回答するかあれですけど、次回とか、来年とか、この計画の中でもなんですけど、来年伝送路といいますか、伝達手段、FMですとか防災無線とかインターネット、いろんなのがあるんですけど、それぞれ目的に合った伝達手段っていうのを検討しますので、またその中でも検討していきたいと思っておりますので、以上でございます。

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で情報政策課を終わります。御苦労さまでした。

△広報室の審査

○委員長（川添公貴）次に、広報室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案、所管事務の報告は

ないそうです。所管事務全般について、何かございましたら御質疑願いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で広報室を終わります。御苦労さまでした。

△新エネルギー対策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、新エネルギー対策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）同じく、議案、所管事務の報告はありませんが、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑を認めます。

○議員（佃 昌樹）企画経済委員会については2年ぐらいずっと携わってききましたので、新エネルギー対策課がどういった方向で何をしたいかかっていうことは重々わかっているつもりです。

そこで、私のところいろいろな相談がもう舞い込んできてちょっと困っているものもあるんですが、川内駅の風レンズ風車、これにかかわって契約を三菱電機と契約を交わしていらっしゃるみたいですが、その契約を含めながら施工、プロポーザルの公募だったということになってますけれども。それについての契約の問題とそれから施工の問題、新エネルギー対策課のほうに市民の方からクレームがいろいろきていると思います。そういうクレームがどういうクレームであってどのように対応されたのか、その辺のところをちょっとつまびらかにしていただきたいなという質問です。

○新エネルギー対策監兼新エネルギー対策課長（久保信治）川内駅ゼロエミッション化、川内駅をゼロエミ——低炭素化にする事業につきまして、予算の進捗状況を含めまして御説明を兼ねてしたいと思っております。

昨年の12月の本議会、第5回補正予算のところで、川内駅につきましては、補正予算という形で歳入を県の有利な補助金に組みかえということで補正をしていただきまして、採択されましたな

らば契約を結ぶということで御説明をしております。

その後、入札・契約運営委員会を經まして3月9日までに公募をかけるという形で、プロポーザルにより公募をかけました。これは約35日間の公募をかけて、契約は三菱電機と契約を結び、今年度に完了するという形で契約を結んでいるところでございます。

施工につきましては、調査から設計、施工一括という形になりますので、設計に当たって、調査に当たってはJR関係者といろんなところと協議をしております、やっと設計が完了し、今現況としましては、駅のLEDの照明を全部交換できているというような状況でございます。施工については、内容につきましてはその委員会でも御説明しました太陽光を30キロ、小型風力を5キロ、蓄電池を40キロ、それからLED、それからEMSと言われるエネルギーマネジメントシステムを入れていくということで予算をいただいたところでございます。施工については、今の状況としましてはLED照明をつけているという状況です。私どもはの中で小型風車は5キロということで公募をかけておりますので、受注されました三菱電機株式会社のほうで小型風力について材料承認、これを使っていいかという材料承認が上がってきております。いろんな形の型式の風車がございまして、比較検討されまして、風レンズ風車、これは九州大学とのベンチャー企業でつくられた風車を採用したいということで上がってきておまして、それらにつきましていろんな我々が出した条件に合致するかどうかということを加味した上で承認したということでございます。

私どもに来ていますクレームにつきましては、その風レンズ風車は、実績はあるんですけども、福岡、北九州、あらゆるところ、新潟についているんですけども、実際とまっているというか、事故が多いというクレームでありまして、それについて早急な対応、確認をされたいということのクレームでございます。それに対して新エネルギー対策課としましては、福岡市、北九州市、それから新潟市、それぞれの担当部署に確認をしてそういった事実、原因、それからその後の状況というものを確認し、問題ないという状況を聞いております。その後対処をするというような旨を聞いております。当初はそういった事故があった、とま

ったということでございますが、薩摩川内市に入れているバージョンについては、昨年の2年前から北九州の響灘についているものと同じものの型であるということでございましたので、私の方も出張のちょうどついでが北九州にございましたので、降りて確認に行ってみまして、その動きを確認しております。それらについてさらに安全性、それからそういったようなふぐあい、そういうようなものがないかどうかといったものが必ず会計検査で当然聞かれるということでございますので、受注者の三菱電機については、それぞれのQ&Aについて、我々が出したものについて、全て回答をいただくということにして今進めているところでございます。

以上でございます。

○議員(佃 昌樹) 大体のあらまはわかりました。ただ、公募に際して余りにも期間が短いと。だから地元業者が参加するといったようなことについて非常に制限されている感じを受けるといったような問題がありますし、まだクレームをつけてきた方々については納得いくような回答はないということで、きちっとした事故の原因とか事故の処理の仕方とかそういったことをきちんとやらないままで現状に至っているというふうな、私の方にはそういうふうに言ってきているわけです。しかしながら、ここまで事がずっと進んできておりますので、白紙に戻すとか何とかということはどうできないわけですので、もうちょっとやっぱりクレームをつけてきた、一応市民ですから、納得のいくようなやっぱり説明とか、それから機会をつくって、こっちからでもきちんとやっついていかない限り、市民との中でせつかくの新エネルギーが、やろうとしていることにブレーキがどんどんかかっていくと思うんですよ。だから、そこところは要注意で、きちんとやっぱり説明をしていただきたいし、契約の期間についてもやっぱりどうしてこうなったんだということをやっぱりきちっと説明をしてください。それじゃないとせつかくのいいプランが台無しになってしまうんじゃないかなという危惧があります。そういうふうにお願いを、さいもでしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。最後はもうこちらからの要望です。はい。

○委員長(川添公貴) 要望はできませんので、以上で質疑は終了しました。

新エネルギーについては、特別委員会がごさいます。今の質問に対して、口頭でずっとおっしゃったんですが、なかなか残りません。ですので、文書で、そして資料できちっと特別委員会のほうに出していただいて、今言われた問題点等についてもしっかりと回答できるように準備をお願いしたいと思います。それでよろしいですかね。じゃあ、そのようによろしくお願いをしたいと思います。

以上で、新エネルギー対策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。再開は13時10分といたします。

~~~~~  
午後0時8分休憩  
~~~~~  
午後1時8分開議
~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。

△農業委員会事務局の審査

○委員長（川添公貴）これより農業委員会事務局の審査を行います。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案等はございませんが、所管事務について説明をお願いします。

○農業委員会事務局長（植村 豊）お手元に2種類資料を配付してあります。

まず、経済企画委員会資料というのをお目通しください。

この資料につきましては、9月、10月、11月のそれぞれの農業委員会の法に基づく手続を網羅したものでございますが、今回、皆さん方に詳しく説明したいのは、3ページをお開きください。

3ページに、中ほどに、農地法第18条、解約の関係が出てございますが。今回、件数的に53件出ておりますが、この契約に関して、通常ですと、左側の10月の総会を見ていただければわかると思いますが、わずか10件、あるいは5件程度しか出てこないのが通例でございます。

今回、なぜこういうふうに大きな数字が出てきたかといいますと、東郷町の藤川の上地域、藤川

の下地域で、農業経営基盤強化法に基づく契約を行っていた大きな農家、あるいは法人がございましたが、今回、合意解約をして、農地中間管理機構と新たに契約を結ぶという手続が今後進みますが、その前段階として、解約をするものでございます。

なお、詳細については、この後、農政課のほうで説明があると思いますが、若干、補足説明しますと、藤川の上地域で12名分、その下の藤川下の部分で22名分出ますが、解約だけではなくて、新たに契約をする分も含めて農地中間管理機構に移行するというふうに聞いております。

なお、手続については、12月にかけて、その後、また新たに農地中間管理機構の手続が始まるというふうに聞いております。

以上で、この資料に基づく説明は終わりたいと思います。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

以上の説明のほか、所管事務全体について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後1時11分休憩
~~~~~  
午後1時29分開議  
~~~~~

○委員長（川添公貴）本会議に戻します。農業委員会事務局、これで審査を終了します。御苦労さまでした。

△農政課の審査

○委員長（川添公貴）次に、農政課の審査に入ります。

△議案第230号—議案第232号

○委員長（川添公貴）それでは、議案第230号、議案第231号、議案第232号を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○農政課長（中山信吾）農政課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第230号、議案第231号及び議案第232号の3議案について、一括説明をさせていただきます。

これらは、農政課が所管します施設の利用に係ります受益者負担の適正化及び公平性を図るために、その額の見直しを行うものでございます。

それでは、各議案ごとにその概要を説明させていただきますので、議会資料（使用料・手数料改定関係）の農林水産部の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議会資料1ページ、議案第230号薩摩川内市農産物加工センター条例関係では、まず、一覧表の左側、欄外の番号2から4の下甌農林産物加工センターでは、3予冷庫の2日まで現行7円を10円に、4の2日を超える場合、現行70円を80円に、同じく5から6の鹿島物産加工センターでは、6椿油製油室について現行20円を30円に。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページは、議案第231号薩摩川内市入来地域農村広場条例関係でございます。

7、農村広場は現行150円を220円にしております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページにつきましては、議案第232号薩摩川内市農村研修館、農村生活センター条例関係でございます。

まず、8番から10番、樋脇婦人の館では、8婦人交流施設は現行70円を80円に、9共同加工室は現行210円を310円に、10洗濯室は現行70円を80円に。

続きまして、11、12の大馬越農村研修館では、11生活改善室は現行100円を150円に、12の洗濯室は現行70円を80円に。

続きまして、13から15の祁答院大村北部生活センターでは、13の農産加工室A、14農産加工室B及び15洗濯室の3施設、現行70円を80円に。

続きまして、16から18の上甌生活改善センターでは、16研修室は現行70円を80円に、18しいたけ乾燥室は現行50円を70円に。

最後に19から21の里定住センター関係では、20会議室は現行70円を80円に、21集出荷場は現行420円を580円にそれぞれ使用料を

見直すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。これで説明が終わりましたが、ただいまの御質疑願いたいと思っております。御質疑ございませんか。

○委員（江口是彦）これは、鹿島の加工センター、椿油室の使用料20円が30円になるわけですが、実際、下甌もずっと椿油加工室、製油室があって、機械がもう故障になって、そのまま薩摩川内市の中では条例から外されているようですが、鹿島のものも限度にきてんですよ。

そういう中で、一方では特産品の奨励、ツバキを植えるっていう運動もあつたりしますけど、いわゆる、そういう製油機等の種類とか、そういうのもしっかき今後やれていくんですか、どうなんでしょう。

○農政課長（中山信吾）農政課が所管しております、全てですけれども、それぞれの課が所管しております施設等につきましては、随時、そういう修理の必要性とかないのかというのは、情報を把握しながら進めております。

特に、当初予算に際しましては、当初予算要求にすべきことがないとか、そういうのをそれぞれの施設を所管しております支所等々と連携を図りながら、情報収集をしながら努めておりますので、もし、鹿島の物産加工センターの椿油製油機のほうが、もしふぐあいが生じる場合には、そういう形で修理をしていきたいというふうに考えております。

○委員（江口是彦）はい、わかりました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより一括採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第233号 祁答院大村北部生活センターの指定管理者の指定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第233号を議題といたします。当局の説明を求めます。

○農政課長（中山信吾）それでは、議案第233号について御説明いたします。

議案つづりその3の233-1ページをお開き願いたいと思います。

233-1ページ、議案第233号祁答院大村北部生活センターの指定管理者の指定についてでございます。

提案理由は、薩摩川内市農村研修館、農村生活センター等、条例の規定により、指定管理者として祁答院大村北部生活センターの管理を行わせている薩摩川内市生活研究グループ連絡協議会祁答院支部の指定期間が平成28年3月31日に満了することとなります。新たに指定管理者を指定したいが、これにつきましては、地方自治法の規定により、議会の議決を得る必要があるからでございます。

それでは、提案の概要を説明させていただきますので、議会資料の農林水産部分の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1ページの1、2は、指定管理を行わせる施設の概要をお示しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

2には、指定管理者に行わせる業務をお示しておりますが、施設の維持管理、施設の運営及び自主事業の3事業についての業務を行わせたいというふうを考えております。

3には、指定管理候補者の概要をお示しております。

(1) 名称は、薩摩川内市生活研究グループ連絡協議会祁答院支部でございます。

(2) 所在地は、祁答院町黒木98番1。

(3) 代表者名は、支部長福崎照美氏でございます。

(4) 以下については、御参照いただきたいと思っております。

4には、指定管理候補者が提出いたしました事業計画の概要をお示しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思っております。

2ページの5には、非公募とした理由をお示しております。

その理由といたしまして、指定管理候補者は、農産物加工に関する豊富な知識や技術を有する地元住民で構成された組織であることでございます。

6には、選定経過の概要をお示しております。

このうち(3)には、選定理由をお示しておりますが、候補者は、現在、指定管理者として当該施設の管理運営を行っている実績もあることから、当該施設の適切な管理運営と利用者へのサービス向上が期待されること及び選定委員会での審査結果を踏まえ、選定候補者として選定いたしましたところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページには、選定委員会での採点結果をお示しております。配点600点に対し、採点は492点、得点率は82%となりました。

なお、新たな指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなります。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思っております。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、一時中止してありました議案第291号を議題といたします。

当局の説明を受けます。

○農政課長（中山信吾） それでは、議案第291号補正予算につきまして説明をさせていただきます。

薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書の42ページをお開き願いたいと思います。

42ページ、まず、6款1項2目農業総務費でございます。

説明欄をごらんいただきたいと思います。

まず、農業総務費において292万4,000円を増額いたしております。

まず、給与費等につきましては、10月の人事異動に伴うものでございます。

次に、修繕費の279万3,000円でございます。これは、8月の台風15号襲来に伴う補正予算要求後に、祁答院世界一郷水車が停止したところでございます。その原因を調査いたしましたところ、ベアリングの破損と判明したことから、この修繕とあわせまして、この原因調査時に新たに判明いたしました水車本体の帯板の交換を行うものでございます。これによりまして、安全な施設に整備した上で譲渡をしたいというふうを考えておるところでございます。

続きまして、6款1項3目農業振興費でございます。

説明欄をごらんください。

農業振興育成事業費において、726万円を増額しております。これは、農地中間管理事業を活用して、農地集積・集約化を行った地域及び個人に対する交付金の交付に伴う補正でございます。

農地中間管理事業について、その概要を説明させていただきますので、企画経済委員会資料、農林水産部の1ページをお開き願いたいと思います。

1ページの1には、当該事業の趣旨をお示ししております。

農地中間管理事業は、農業者の高齢化の進行に伴う耕作放棄地拡大などの課題を解決するために、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構に対し、農地を貸し付けた地域や個人を支援することで、担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とした事業でございます。

2には、事業内容をお示ししております。

当該事業を活用された場合には、地域への支援に対する協力金1種類と個人への支援に対する協力金2種類の計3種類の協力金が交付されることになります。

2の1の地域集積協力金は、地域へ交付される協力金で、地域の話し合いで農地を担い手に集積する場合の協力金でございます。

交付対象地域は御確認いただきたいと思います。

交付単価は、お示ししているとおりでございますが、平成30年度の単価が基本単価でございますが、平成27年度までは基本単価の2倍、平成29年度までは、同じく1.5倍の優遇措置がとられております。

2の(2)の経営転換協力金、これは、個人へ交付される交付金で、経営転換または離農のため、全ての自作地を機構へ貸し出す場合の協力金となっております。

交付対象者及び交付要件は御確認いただきたいと思います。

交付単価はお示ししているとおりでございまして、例えば0.5ヘクタール以下の場合は30万円など、面積に応じた協力金が交付されます。

続きまして2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページ2の(3)、耕作者集積協力金は個人へ交付される協力金で、機構の借受農地に隣接する農地を、機構を通じて貸し出す場合の協力金となっております。

交付対象者及び交付要領はごらんいただきたいと思います。

交付単価はお示ししているとおりでございますが、これも地域集積協力金と同様、平成30年度の単価が基本単価となりまして、平成29年度までは優遇措置がとられております。

3には、本市におけます本年度の事業要望状況をお示ししております。

3の①地域集積協力金では、藤川上、藤川下及び倉野の3地区において地元協議等の作業を実施しているところでございます。

3地区合計の農地面積は85ヘクタール、当該農業対象面積となる貸付面積は32ヘクタールの予定で、これの協力金の金額が696万円となります。

また、3の②経営転換協力金では1名が対象となり、協力金の金額は30万円となります。3の1及び3の2の合計金額が726万円となります。

なお、3の③耕作者協力金の該当は、現在のところございません。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の21ページをお開きいただきたいと思います。

21ページ、16款2項4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金726万円は、説明欄にお示ししているとおり、機構集積協力金事業補助金でございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明をさせていただきますので、同じく予算に関する説明書の8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページで、農政課分につきましては、上段から2行目、祁答院大村北部生活センターの指定管理者の指定管理料でございます。

期間は、平成28年度から平成32年度まで、限度額は指定管理者との協議で定める管理費用とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎） 1件、今の農地中間管理機構を通じた交付助成の制度について教えていただきたいんですが、さきの農業委員会の説明の中で、藤川の上下は、一応、今までのいわゆる賃貸者契約をもう、破棄するというか、解約して、そして新たにこの機構を通じた契約体制に持っていくというような方向性であったと思うんですが。そもそもいわゆる中間管理機構の本来の働きというのは、耕作放棄地の拡大、いわゆる放棄地を減少していくと、そのために、いわゆる貸借契約によって有効活用していくという部分があるんですが。今回の藤川の場合は、もう既存の賃貸借を受けて使った部分についてを、機構を通じた、いわゆる契約の変更のような部分があって、さほど放棄地の減少にはつながっておらないのかなというふうな感じ方をしておるんですが。そこあたりの捉え方、この制度の、今、従来もう既に使っておる部分についても大いに交付金を出して。これは交付金を使う、いわゆる、何ていうんでしょうか、意義、そこあたりをちょっとお聞かせ願えればと思うんですが。

○農政課長（中山信吾） 確かに、今回の藤川上、藤川下のケースにつきましては、委員がおっしゃるとおりに、ただ契約の形態が変わると。個人契約が機構を通じた契約に変わるということに係り

ます協力金の支出という形になりますので、現に耕作放棄地の減少というのにはつながっておりませんが、現状ではそういう契約の変更、中間管理機構を通せばそういう対象になるという制度でございますので、その制度を活用していただいたということでございます。

メリットといたしましては、先ほど言いますとおり、地域におきましても、そういう地域への協力金というのが出ますので、その協力金を利用して、圃場の整備とか、そういうのを地域ぐるみで圃場の維持管理費用、そういうのにも使える経費でございますが、そういう形で有効活用しながら、農地保全に努めていただくというメリットはあるのかなというふうに考えているところでございます。

農地中間管理機構のメリットといたしましては、契約期間を10年以上としております。ですから、比較的長期にわたって、安心して土地の貸し借りができ、土地を借りることができますので、担い手農家もその期間は安心して農地を活用できるという、そういう効果はあるというふうに理解しているところでございます。

○委員（小田原勇次郎） 今の課長の御説明で十分、いわゆる長期の契約が担保できるという部分での、今までの、従来の契約よりも安定性のある耕作地を確保できるんだという趣旨で交付するんだというのは、よく理解はできました。

さらにやっぱり、それを呼び水にして、今まで借りてた、今までの賃借の方々が、新たな契約ばかり交付金が出て、なぜ、今までずっと貢献してるのにとこの部分の中で、またいろんな、いろいろと問題が出るといかんで、こういう交付の仕方もあっていいのかなと思うんですが。また、さらに新規の賃貸借の部分で、放棄地の減少につながるような、そういう取り組みに大いに取り組んでいただければと思うところでございます。よろしく願いいたします。

○農政課長（中山信吾） 農地中間管理事業につきましては、なかなか薩摩川内市の場合は、思うように進まない実情がありましたが、今回、こういう形で現に動いておりますこういう地域が市内に出てまいりましたので、市内の実情をそれぞれの地域に説明をすることによって、より身近なところで実際に取り組みがなされてるということで、農家の皆様方の、地域の皆様方の理解も深ま

るんじゃないかなと思っておりますので、そういう視点で、また今後取り組みたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はないようですが、皆さん方、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で、農政課を終わります。御苦労さまでした。

△畜産課の審査

○委員長（川添公貴）これより畜産課の審査に入ります。

△議案第235号 薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）まずは、議案第235号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○畜産課長（小城哲也）畜産課です。よろしくをお願いします。

議案つづりその3の235—1ページをお開きください。

235—1ページ、議案第235号薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

当該条例は、甌地域における畜産業の振興を図るために設置した薩摩川内市甌家畜診療所が行う家畜診療に係る手数料の徴収について、必要な事項を定めたものです。

提案理由は、薩摩川内市甌家畜診療所における家畜診療に係る手数料について、当該事務に要する費用などを勘案し、その額の見直しを行おうとするものです。

235—2ページをお開きください。

薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部を改正する条例。会議資料につきましては、5ページをお開きください。

薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例の一部を次のように改正する。第2条第1項、ただし書き中「270円」を「350円」に改める。

別表中、大動物、中動物の初診料「270円」を「350円」に、大動物の無血去勢「670円」を「870円」に、中動物の無血去勢「270円」を「350円」に、大動物の観血去勢「1,260円」を「1,500円」に、中動物の観血去勢「670円」を「870円」に改めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○畜産課長（小城哲也）議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、畜

産課分について説明いたします。

まず、歳出予算です。

予算に関する説明書、第6回補正の43ページをお開きください。

43ページ、6款2項1目畜産総務費では、補正前の額2億1,394万9,000円に78万3,000円を減額して、補正後の額を2億1,316万6,000円とするものであります。

説明欄をごらんください。

畜産総務費では、備品購入費38万3,000円を減額しております。これは、特定離島ふるさとおこし振興事業の家畜貸し付けを活用し、甌地域において優良雌牛を導入し、計画的な繁殖牛の更新、規模拡大、肉用牛の改良を進め、商品性の高い仔牛生産を行うことで、経営安定及び所得向上を目的として実施している県有牛導入事業であります。

今回、平成27年度償還対象牛12頭のうち1頭が飼養管理中に死亡し、事故牛が免責扱いとなったことから、死亡牛1頭分を減額するものでございます。

畜産振興育成事業費では、報償費40万円を減額しております。この報償費は、今年度に関催されました各種共進会が終了したことから、その実績に伴い、報償費に不用額が生じる見込みがあるため減額するものでございます。

次に、歳入予算について説明させていただきます。

同じく、予算に関する説明書の24ページをお開きください。

24ページ、17款2項2目、1節物品売払収入では、38万3,000円を補正しております。

説明欄をごらんください。

畜産課分で、県有牛譲渡代金として38万3,000円を減額しております。これは、さきに歳出予算で説明いたしました県有牛譲渡代金1頭分の減額分でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）これより所管事務調査を行います。当局からの資料はございませんが、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で畜産課を終了します。御苦労さんでした。

△林務水産課の審査

○委員長（川添公貴）次に、林務水産課の審査に入ります。

△議案第234号 薩摩川内市鹿島水産加工センター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）まずは、議案第234号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○林務水産課長（堂込 修）林務水産課でございます。

議案つづりその3の234-1ページをお開きください。

議案第234号薩摩川内市鹿島水産加工センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

薩摩川内市鹿島水産加工センターの使用料については、使用料、手数料見直しに係る基本方針に基づき、4年ごとに見直すこととしておりますが、当該施設の利用に係る受益者負担の適正化及び公正化を図るため、その額の見直しを行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○林務水産課長（堂込 修）第6回補正について御説明申し上げます。

歳出予算のほうから説明いたしますので、予算書の45ページをお開きください。

6款4項2目林業振興費では、49万5,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

林業振興育成費49万5,000円の増額は、鹿児島の特養林産物総合対策事業補助金を活用し、台風15号の災害により、風倒木等の被害を受けたタケノコ生産森林において、抜竹等を行い、持続的なタケノコ生産を目的に補正を行うものでございます。

次に、46ページをごらんください。

6款5項2目水産振興費では、1億2,000万円の増額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。

水産振興費1億2,000万円の増額は、川内市漁協が行う（仮称）せんだい漁師の館整備に対し補助を行うものでございます。

概要につきましては、第6回補正の概要の5ページに記載しておりますが、図面等により説明いたしますので、企画経済委員会資料の3ページをお開きください。

事業の目的であります、川内市漁業が、川内港航路ターミナル隣接地に建設を計画している川内近海の水産物などの販売・流通拠点施設の整備に対する支援を行うものでございます。

事業効果としましては、本市水産業の振興のほか、平成27年3月に国定公園に指定された甑島の観光振興や、川内港周辺の地域振興、にぎわいの創出等への効果が期待されます。

事業主体は川内市漁業協同組合で、食堂については、県飲食業生活衛生同業組合薩摩川内支部が運営を行う予定でございます。

総事業費は1億5,000万円で、負担割は、県が2分の1、市が10分の3、漁業が10分の2ということになっております。

委員会資料の4ページをごらんください。

せんだい漁師の館の整備予定地の位置図でございます。

整備予定箇所は、左上の写真になりますが、甑航路高速船ターミナルに隣接した川内港埠頭用地内の実践で囲った部分に、建設を予定しております。

続きまして、歳入予算についての御説明をいたします。

戻りまして、予算書の21ページをお開きください。

16款2項4目農林水産業費補助金の3節林業補助金24万7,000円の増額補正は、先ほど説明いたしました鹿児島の特養林産物総合対策事業の補助金として収入されるものでございます。

同じく16款2項4目農林水産業費補助金の4節水産業費補助金7,500万円の増額補正は、これも先ほど説明いたしましたせんだい漁師の館の整備に伴い、地域振興事業補助金として収入されるものでございます。

続きまして、繰越明許費の説明をいたしますので、予算に関する説明書の6ページをお開きください。

第2表、繰越明許補正の中ほどになりますが、せんだい漁師の館の整備支援事業の繰越額1億2,000円万円は、建屋等の整備に期間を要することから明許繰越費の補正を行うものでございます。

以上で、林務水産課に係る第6回補正について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

○委員（杉藺道朗）せんだい漁師の館支援事業

ということで、川内港もまたこれによって、一つの核施設ができることによって、さらなるまたにぎわいが、いい形でメリットがあるのかなというふうに思うんですが、1億5,000万、施設整備、備品購入等となっております。数字は上がってるんですけども、場所も施設も載ってますが、全体の概要の図案的な部分というのが、なかなかちょっと見えない部分があって、思うに東市来の蓬莱館とか、ああいう感じになるのかな。イメージ等も含めて思ってるんですけども、あと、私ども、また雇用の体系とか、いろいろ一般質問もありましたけれども、そこあたりをもうちょっと具体的に、わかる部分があれば説明をいただきたいというふうに思います。

○林務水産課長（堂込 修）全体の整備の図面については、今後、まだ予定、正式な形で決まったわけではございませんが、形的には、物産館と食堂が併設されるというような建物になります。

それで、全体面積は、今のところは約140坪ぐらいの建屋を建てるということで、それを物産館と食堂と分けて、それで当然、物産館のほうには魚をさばくバックヤードとか、そういったものも当然つくっていくと。

それで、あとはもう、食堂については、当然、厨房も必要ですので、それで、あとトイレも併設というような形になるかと思えます。

蓬莱館まで、あんな大きくはならないんですが、形的な扱いたいのものは、あれに近い形で、ちょうどあれを縮小したような形の建物を考えております。

あと、事業計画については、漁協と、これは飲食業協同組合のほうから出されておりますが、従業員の体系としましては、物産館のほうは、雇用自体、9名程度を考えてると。これは、物産館の職員1名と、あと、アルバイトのほうは8名。それで、常時は1日に4名から5名ぐらいのシフト制で経営するというようなことを聞いております。

それと、食堂についても、8名ということで、社員が2名とパートが6名、これも1日四、五名の出勤で、シフト制で行うというようなことを聞いております。

以上でございます。

○委員（杉藪道朗）詳細については、またこれから詰めていかれるということで、理解をいたします。

仮称ということで、せんだい漁師の館ということで、メインは海産物を含めてなんでしょうけれども、地元のそういう農産物等々も含めて併売できるような形で、多分されていくのかなというふうに思いますので。地元の方々にとってみても、一つにはそういう雇用の場も生まれてきますし、また、自分たちの生産品がそこで直売、生産直売みたいな形で販売できるという形になれば、従前から希望されていた部分がようやくこうして形になってきたのかなというふうに思いますので。行政当局としても、また支援できる部分はしっかりとやっていただいて、市内外から多くの方が訪れるような、そういう施設になっていけばなということ望みながら、終わります。

○委員（江口是彦）今に続いて。館をつくったから、川内港周辺の地域が振興できるか、にぎわいの創出ができるかっていうのは非常に疑問であります。

じゃあ、そこをつくることによって、そののにぎわいとか、人の流れを呼び込むとか、そういうのを年に数回の、また、月一回のイベントを開催するからっていうだけでは、うまくいかないと思います。

近隣市町の、例えば食堂に絞ってだけ言いますと、阿久根市の漁港近くの食堂、いつも非常に、にぎわってるそうです。それから、蓬莱館については、もう観光バスがどんどん、日程を組んで、あそこを昼食の場所にするほど、相当混んでおる。私も、何回も行ってますが。それから、いちき串木野市が最近つくったという高速からおりてきたところの、館の名称はよく知りませんが、あそこの食堂、私は時間外でしたので、にぎわってるかどうかまでは確認できませんでしたが、その従業員に聞くと、お昼は結構、満杯だというようなことを聞きました。

この三つがうまくいってるのは、立地条件というか、国道3号のそばだったり、それから日置市の蓬莱館はずっと、加世田方面への国道、あのおりだったり。私は、そういうところと同じように、川内港近くの今度の漁師の館を盛り上げていくためには、ただつくるだけで人は来るとは思えないので、何をしていくのか。

もう地理的不利だっていうことは、多分わかっているといますから、あそこ、集落はそんな、よそののと比べても、にぎわいにしても、蓬莱館は

隣が海水浴とかいろんなお客も来てます。そういうことで、どんなことを。多分、イベントは言われると思うんですけど、イベントだけでうまくいくなという気がするんですが、何か考えておられますか。

○林務水産課長（堂込 修） おっしゃるとおり、当初から通過交通とか、あそこを行き来するメインの道路があるわけでもないし、その集客には非常に苦慮されることは、もう私どもも感じているところでございます。

今、そこの周辺の地域のところに、そういう食堂等もないということから、我々は、この集客については、地域の15地区の方々、1万5,000人程度いらっしゃるんですが、そういった方々の集客。それとあと、九電の従事者が1,250名程度、それとあと、そこに九電の視察者、年間に4万人というような話も聞いております。それとあと、船間島の工業団地も800。それと、高速船の26年の利用実績が4万8,574人というようなところで、私どもも、そういう通過する方々の利用というのは、そんなに見込みないのかなということは考えておりますが、そういった、例えば、そういう視察者の、バスとか来られますので、そういったところを食堂に誘致したりとか、そういったところで集客を高めていきたいと。

それとあと、当然、食堂にしても、普通の民間の方がいて、何か特徴がないとリピーター、行ってまた次行くよというような、そういった目玉商品も必要だということで、今のところは、甑産のクロマグロを甑漁協を通じて出していただくというようなところを、ここは、もう西南水産のほうにも話はしてあるんですが。だから、そういうクロマグロの生食、串木野市の場合は多分冷凍だと思んですけど、私どもは、そういった生食を売りにするとか。

あと、川内はタイがよくとれますので、そういった、その。あとはキビナゴあたり、そういう産地、地元の産物をPRしながら、そこを売りにしていきたいと考えております。

あと、当然イベントについては、今、とれたて市を月一回やっていますが、そういった取り組みを、当然もう漁師の館のほうでできるようにするわけですので、例えばそういうタカエビがとれる時期とか、イセエビがとれる時期とか、何かそういう

時期時期にイベントを打って行って、集客を高めたいというようなふうを考えております。

ちなみに、今、道の駅等にも、遊湯館のほうでも出しておりますが、かなり好評、ここはもう一般質問の中でも言ったんですけど。そういったことで、漁師が値つけを自分でできるというような形ですので、もともと漁師の方々からも、この前ちょっと話をしたんですが、今まで捨ててた魚が本当、それを出すことでまた売れると。市場あたりでは取引されないような魚も、そういったところで販売できるというふうに。だから、そういったものをやっぱり売ること、地域の方々がいっても行けるような、そういった施設にしたいと考えてます。

あと、当然、その農産品についても、季節によっては、らっきょうとか、いろんな農産物がとれますので、そういったものもどんどん置いて、収益を高めていきたいと。

それとあと、もう一点、市内の料飲業の組合の方々とか、あと旅館組合の方々、そういったところも魚を、そこからも直接流通させるということ、流通の拠点というようなところも考えながら、その収益を高めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員（江口是彦） クロマグロとかタイとか、そういうのも含めた売り、宣伝、これはもう初期投資で、もう絶対、どんどんPR、広告含めてやるのが大事だと思います。

長島のあれまで、道をそれて黒ノ瀬戸へ渡ってでも、あそこの魚を食べにいきたいってというのは、やっぱり有名になってるからです。そういうことが一つと。

それと、やっぱりアクセス、川内港にも、例えば、甑観光客の4万人を、今、そういう人がくつろげる場所にもと言われましたけど、船に乗る人はほとんど時間は、もうかつかつで言うやあおかしいですけど、ゆとりを持って人はいません、ほとんど。ほかに交通手段がないからです。マイカーで行く人は、それは、ちょっと1時間ぐらい早く行って、そこで食べようかとかということがありますが、僕は、地理的にもなかなか、川内港に行くにはアクセス、これはもう交通、公共のバスも含めて、もう頻繁に出ているぐらいの。そして、出しても、人がそれに乗って行けるぐら

いのアクセスを何か検討しなければいけないなど。

今、私が素人考えで思うのに、1点目、この初期の段階で徹底して宣伝を、マスコミも使って徹底してやるってということと、アクセスをいろんな形で便利にしないと、なかなか本当、地理的な立地条件は悪いと思います。そういうことを、これはもう意見であります。

○委員長（川添公貴）いいですか。

○委員（成川幸太郎）今、この整備事業、支援事業が進み始めたことは、ターミナルができる前から、こういった施設があったほうがいいんじゃないかということをお願いしてまいりました。やっと、料飲業組合の方々が、かなり積極的に漁協のほうにも働きかけてこられて、ここまで来たんだというふうな認識で私もいるんですが。

ちょっと委員長、ちょっと本会議じゃなくて聞きたいことがあるんで、協議会にかえていただけませんか。今、この漁師の館の件で、主体になってきた料飲業のほうが、非常に態度が、ちょっと条件とかいろんな問題が起こって、トラブルが起こってるんじゃないかというような話も聞くもんですから、場合によっては、料飲業はもう撤退したようなことを言ってるという話も聞くもんですから。

○委員長（川添公貴）ここで休憩します。

~~~~~  
午後2時20分休憩  
~~~~~  
午後2時21分開議
~~~~~

○委員長（川添公貴）休憩前に引き続き会議を開きます。今の件は、後ほど所管事務で諮りたいと思います。

予算について、ほか、御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）よろしいですか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。当局よりの提出資料はないようでございます。

所管事務全般について御質疑願いたいと思いますが、その前に協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後2時22分休憩
~~~~~  
午後2時25分開議  
~~~~~

○委員長（川添公貴）ここで本会議に戻します。

所管事務全般について御質疑願いたいと思いません。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の質疑を許します。

○議員（帯田裕達）まず2点です。

まず1点目、この整備事業は、市民から強い要望があつて、こういう計画が進められて、その要望を、思いを市長が受けとめてくださって、独断で、知事と会われたりして、整備なされて、この予算がついたと我々も聞いております。

ここで聞きたいのは、そういう思いがあつてやってくるのに、まだ委員会がきょう開かれる。18日の本会議で承認されるか承認されないかわからない時点で、事前にそういうことがずっと進んでいって、うまくいってけばいいけど、これがなかなかごたごたしてうまくいかないとなったら、せっかくこういう、市民に対しておいしいお魚を提供して、そしてまた、にぎわいをつくったりし、何とか活性化に導きたいという両方の漁協と料飲業の思いが一致してる中で、本来なら本会議が、最終本会議が終わって、両方の、例えば料飲業から役員の方、漁協から役員の方、それから、先ほどおっしゃった林務水産課、それから商工政策課の方が、それぞれ同じ土俵に上がって、こういう協定書なりをつくって、両方でうまいパートナーとして進めていくのが、私は普通じゃなかろうかと思うんです。

下協議ということで、言葉をうまく、部長もそういう発言をなさってますけど、できたら私は、やはり委員会、きょう委員会が開催され、そしてまた、18日にちゃんと議決が終わった後に、両方、いろんな形で検討を進めていって、それをま

た林務水産、商工政策課がちゃんと後押しして、指導していくちゅう形が望ましいのではなかったと思うんですが、部長、どうでしょうか。

○農林水産部長（橋口 誠） 御疑問、もっともなところがあると思います。先ほども申し上げましたが、やはり整備事業にスムーズに入っていきたいということで、内部検討を進められたっていうのは、もうこれ、事実でございます。

その中で、やはりパートナーとしての飲食業組合に対しましても、川内市漁協の考え方をお示したということ。それが、まだお互いの中でのお話で、ちゃんとうまくいけばよかったんですけども、やはりその中身が、非常に飲食業組合の皆様にとっては、なかなか厳しい条件があるということで、そこがなかなかまだ御不満として表に出てきてしまったのかなと思います。

その辺の説明につきまして、ちょっと説明が先に進み過ぎたということで、うちの担当職員も、ちょっとお手伝いしておりますけれども、その点については指導の仕方が足りなかったかなと、反省してるところでございます。

以上でございます。

○議員（帯田裕達） よくわかりました。

だから、要は今後、うまく漁協と料飲業がパートナーとして、この整備事業がうまくいって、市民がやっぱり喜んで、薩摩川内産、甑産、両方の魚介類を食べられて、そこに行って買い物ができ、イベントなんぞに参加できて、にぎわいを取り戻すというような形を、やはりぜひつくっていただきたいんです。こんだけ、やっぱり税金を使ってやるわけですので、そこは履き違えがないように、ちゃんと指導をお願いいたします。

○委員長（川添公貴） 指導をちゃんとしてますかという質問です。

○農林水産部長（橋口 誠） おっしゃるとおり、ちょっと一方通行なところがあって、漁協が意図しているところが、飲食業のほうに伝わらなかったというようなところはございます。

今おっしゃるとおり、今後、ちゃんと18日、本議会で予算が成立した後、双方協議の上、そこに当然、市のほうもオブザーバーとして入るということであれば、商工も、うちも含めた形の4者で、そういった後の詰めをちゃんと。せっかく今まで2年間ずっと温めてきて、ずっと話をしてきたわけですが。本当、せっかくいいものができる

ちゅうことですので、お互いパートナーとして、そこを話を、胸中をお互い合わせるような形で事業を進めてまいりたいと考えてます。

以上です。

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、私のほうからお願いなんですけど、どうも今の議論を聞いてて、この資料をいただいただけで、何で飲料業が出てくるのか。漁協に対しての補助金であって、予算であって、そこで何で飲料業が出てくるのかもわからない。何でもめてるかもわからない、全然見えないんです。正直言ってちんぷんかんぷんです。ですので、こういう意見が、質問が出た経緯、背景があると思いますんで、その背景等について、きちっと文書で出していきたい。

それから、繰越明許を組んであるということは、館の形状については、企画、設計してあると思いますんで、その図面も出していただきたい。

3点目、どのような経緯の中で、どのような問題点があったのかが、そこも明記してもらいたい。

4番目、ついては、そのことを踏まえてどのように対処していくのかということについて、文書で回答をお願いしたいと思います。

この件については、18日の本会議がありますので、その中で判断をされるだろうと思いますけど、その途中で委員会を開けるのであれば、委員会をもう一回開きたいと思います。

ぜひ、当時者の私なんか聞いててもわかりません、正直言って。濟いません、ここで休憩します。

~~~~~

午後2時31分休憩

~~~~~

午後2時32分開議

~~~~~

**○委員長（川添公貴）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。ここで林務水産産を終わります。御苦労さまでした。

△耕地課の審査

**○委員長（川添公貴）** 次に、耕地課の審査に入ります。

△議案第236号 薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

○委員長（川添公貴）まずは、議案第236号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○耕地課長（堀ノ内美年）議案第236号薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案つづりその3の236—1ページであります。

薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条の表の農地環境保全基金を削除するものであります。

農地環境保全基金につきましては、設置目的が達成され、平成27年度末をもって基金残高も皆無となることから、廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

本基金は、国庫事業の採択要件として、中山間ふるさと・水と土ふれあい基金として基金積み立てを行い、中山間地域における土地改良施設の支援を行う計画でしたが、基金の活用もなかったことから、平成23年度に見直しを行い、市単土地改良事業費として活用するため、農地環境保全基金と名称変更をしたものであります。

平成27年度で基金の充当は終了しますが、今後必要な事業でありまして、一般財源を活用して、事業の推進を図ってまいります。

また、施行については、今年度内の廃止とすることから、平成28年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よ

って、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。当局の説明をお願いします。

○耕地課長（堀ノ内美年）予算に関する説明書の44ページをお願いいたします。

6款3項2目農業施設改良費の補正額は、市単土地改良事業費で5,500万円の増額補正であります。

危険な箇所等において、舗装整備等を行うものであります。

続きまして、繰越明許補正でございます。

6ページをお願いいたします。

6款3項農業土木費、農業改良事業3,000万円は、先ほど歳出で説明いたしました土地改良事業費におきまして、公共工事の施工時期の平準化を図るため、繰り越すものであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。当局よりの資料はないようでございます。所管事務全般について、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で耕地課を終わります。御苦労さまでした。

△六次産業対策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、六次産業対策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）議案はございませんが、所管事務調査を行います。

所管事務について、説明をお願いします。

○六次産業対策課長（山元義一）前回の企画経済委員会で、みずから生産した桑の葉を使った6次産業化で承認を得られました宮園謹吉氏の計画内容を説明させていただきましたときに、本市の桑園の現状はどうなっているのかとの質問をいただきました。このことに対しまして、資料で説明させていただきますので、企画経済委員会資料の5ページをごらんください。

鹿児島農林水産統計年報から抜粋し、上の表では桑栽培面積の推移を、下の表では養蚕農家数推移を示しております。

本県の養蚕は、昭和初期が最盛期で、そのころ農家にとって養蚕が換金作物であったので、県下全域、本市も同様に広く営まれました。

しかし、戦前、戦中、戦後は、食糧難解決のため、桑園の作付転換が進められ、蚕種業が大きく衰退し、その後は、海外市場の創出、化学繊維の普及、生糸価格の暴落、生産調整等から、ごらんとおり年々激減し、平成12年には、管理された桑園及び養蚕農家の両方ともゼロということになっております。

このようなことから、宮園氏も、桑園探しには苦勞されまして、地元の入来町では探すことができず、JAで養蚕の技術員をされていた元JA職員の方に相談され、その方より、東郷町のほうに最後まで養蚕をされていた農家がおられたという情報をもとに調査を行い、現在の場所を見つけることができたと聞いております。

統計からもわかるように、現在、管理された桑園はなく、本市の桑園の大半は、畑への転換がされたり、仮に桑の木が残っていても、手が入らずに山林化しているのではないかと予想されているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。

所管事務全般について、御質疑願いたいと思います。

○委員（杉藺道朗）ありがとうございました。前回、委員会の中で、少し資料的なものということで示していただきました。

今の現状がよくわかりました。また、桑茶を生産する方も、まずもって土地を見つけることから大変御苦勞があつて、現在に至つてるといふことですので、ぜひこの6次産業も見られた以上は、しっかりとまたその方も、利益が上がる形で、今後、伸びていってほしいなことを、そこを希望して、質問じゃありませんが、ありがとうございました。以上です。

○委員長（川添公貴）面積、聞かんでいいんですか。

○委員（成川幸太郎）6次産業、桑の認定ということで、きょう報告があつたわけですが、今年度中とか、今、具体的に6次産業に認定されそうな取り組みっていうのは、事案っていうのは、何件ぐらいあるんですか。本年度中に、可能性はあるんでしょうか。

○六次産業対策課長（山元義一）今、来週、1件審査会にかけるのがございます。それは、川内の農家の方です。これから承認になるかの審査がございまして、承認されましたら、3月に詳しく委員会のほうで報告させていただきたいと思つています。

そのほかにつきましては、二、三、そういう6次産業化実施計画の申請に向けて検討されていらっしゃる方はいらっしゃいますが、まだ具体的には上がってきていないところでございます。

以上です。

○委員（成川幸太郎）来週の審査会が行われるまでは、具体的にはどういう内容であるっていうのは言えない。

○六次産業対策課長（山元義一）その方は、川内で観光農園をされている方で、つくつてのがブルーベリーとマンゴーになるんですけれども、それを、新しい商品をつくつたり、新しい販路を見つれたりしてっていうような、そういう6次産業化をされることになっております。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（川添公貴）以上で六次産業対策課を終わります。御苦勞さんでした。

---

△商工政策課の審査

○委員長（川添公貴）次に、商工政策課の審査に入ります。

---

△議案第237号 薩摩川内市ひまわり友あい館条例の制定について

○委員長（川添公貴）まずは、議案第237号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○商工政策課長（宮里敏郎）議案第237号薩摩川内市ひまわり友あい館条例の制定について御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明したとおりでございます。

では、議会資料で説明いたしますので、お配りしてございます議会資料のほう、1ページをごらんください。

制定の理由でございますけれども、勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するために設置された施設ですが、年々会員の利用者数が減少し、現在では会員以外の利用者が全体の7割以上を占めていることから、同施設の利活用を図るため、勤労青少年ホームを廃止し、新たに同施設を薩摩川内市ひまわり友あい館として、勤労者及び一般市民の福祉の増進、生涯学習活動等ができる施設として管理するために、条例の制定をお願いするものでございます。

当初、勤労青少年ホームを廃止後は、普通財産として管理する予定でございましたけれども、普通財産とした場合、同施設を区分、各部屋ごとで、さらに利用時間ごとに利用料金を設定できないことになり、利用者にかえって不利益を与えることとなるため、行政財産として管理する必要があることから、条例の制定をお願いするものでございます。

施設の概要については、記載のとおりです。

なお、名称のひまわり友あい館につきましては、これまで勤労青少年ホームの愛称として使用されたものでございます。

条例の概要ですが、管理形態は直営、一部委託とし、施設管理業務内容及び休館日、開館時間、利用料金は記載のとおりです。

なお、利用料金につきましては、今回見直し後の料金設定となっております。

この条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

今後のスケジュールですが、来年3月末までの現在の指定管理期間が終了します。3月末で終了

いたします。4月1日から、直営での施設管理を行うこととなります。

なお、これまで利用しておりました勤労青少年の支援につきましては、従来どおり支援できるよう、講座、サークル活動等を支援していくこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより質疑入ります。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）1点、教えてください。以前、中央公民館で、これは教育総務課の範疇なんですけど、いわゆる不登校児を対象にしたスマイルルームというのを、中央公民館の一室でやっておった部分を、今、場所的にやはり中央公民館は狭いということで、この勤労青少年ホームの一室を使わせていただいておりますというふうに認識しておるんですが、その部分については、今後もっと使えるという認識でよろしいのでしょうか。

○商工政策課長（宮里敏郎）その分について、これまでどおり使えることとなります。

○委員（小田原勇次郎）その中で、私もちょっと教育総務課、学校教育課のほうに先に申し上げればよかったんですが、使い勝手の部分の中で、いわゆる、今一室をスマイルルームとして、この施設の中で使わせていただいている中で、いわゆる個別面談が発生すると。御家庭のいろんな御事情があったりした個別面談があったときに、一室の中ではなかなか非常に難しい部分があって、個別面談の部屋をもし使わせていただきたいというお申し出があった場合に、この友あい館としての使い方、許可の仕方としてはどのような形になれますでしょうか。

○商工政策課長（宮里敏郎）今、実際使ってらっしゃる部屋は、大会議室だけを使ってらっしゃいますけれども、そのほかにも、アトリエ室とか音楽室等がございますので、利用状況によってはそういう部屋も、あいてれば十分使えると思いますので、そこは調整して使える方向で十分対応できていると思っています。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

採決します。本案を原案のとおり可決すべきものに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第238号—議案第239号

○委員長（川添公貴）次に、議案第238号及び議案第239号を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○商工政策課長（宮里敏郎）では、議案第238号薩摩川内市東郷共同福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案の理由につきましては、部長が本会議で説明したとおりであり、今回、使用料の見直しを行うものでございます。

見直しの考え方、手法につきましては、事前に説明のあったとおりでございます。

議会資料（使用料・手数料改定関係）の1ページをお開きください。

当該施設は、六つに区分されております。そのうち、多目的ホールでは、利用時間帯により、10円の減額から100円の増額、教養文化室及び調理実習室では10円の増額、大会議室は据え置きから40円の増額、会議室A及びBでは10円の増額となります。全体では引き下げが1件、据え置きが1件、増額が19件となっております。

次に、議案第239号薩摩川内市入来勤労者技術研修館条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

同じく、今回、使用料の見直しを行うものでございます。

当該施設は、三つに区分されておりますが、利用時間帯により、大研修室は据え置きから60円の増額、技術研修室及び小研修室は10円の増額となります。全体では、据え置きの部分が1件、増額が8件となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）採決します。一括採決をいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次の議案240号は、私が除斥であるため、しばらく時間を下さい。

[川添委員長退席・成川副委員長が委員長席に着席]

---

△議案第240号 薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定について

○副委員長（成川幸太郎）それでは、議案第240号薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○商工政策課長（宮里敏郎）では、次に議案第240号薩摩川内市東郷共同福祉施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

提案の理由につきましては、本会議で部長が説明したとおりでございます。

では、議会資料で説明いたしますので、議会資料の2ページをお開きください。

今回、指定管理者に行わせる施設の概要及び業務は記載のとおりでございます。

指定管理候補者の概要ですが、名称が斧淵地区コミュニティ協議会、代表者は諏訪六雄氏でございます。

資料の3ページには、候補者が示した事業計画の概要を記載してございます。

選定の経過でございますが、選定委員会は7月24日に開催しております。選定委員は、地元代表を含む6名。

なお、応募団体は、斧淵地区コミュニティ協議会の1事業者でございました。

4 ページに採点結果表を掲載しておりますが、600満点中460点を獲得されております。

また、斧淵地区コミュニティ協議会は、現在も指定管理者であり、当該施設の機能や役割を十分理解し、業務体制も十分でございます。

このようなことから、選定委員会による総合的な審査により、指定管理候補者として適正であると判断されたものでございます。

以上で説明は終わります。よろしく御審査くださるようお願いいたします。

**○副委員長（成川幸太郎）** ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副委員長（成川幸太郎）** 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副委員長（成川幸太郎）** 討論はないと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、委員長に交替しますので、しばらく休憩いたします。

~~~~~

午後2時52分休憩

~~~~~

午後2時53分開議

~~~~~

〔休憩中に川添委員長着席〕

○委員長（川添公貴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第291号 成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○商工政策課長（宮里敏郎） それでは、平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算第6回補正

について御説明いたします。

薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書の47ページをお開きください。

7款1項1目商工総務費の補正額は182万9,000円で、商工観光部職員の10月人事異動に伴う給与費の補正と時間外勤務手当の増額が主な理由でございます。

次に、2目商工振興費で、補正額2億6,237万7,000円のうち、商工政策課分は2億5,663万6,000円でございます。

備考欄で説明いたします。

事項、商工振興費の補正額は150万円で、これは、中小企業元気づくり補助金の機能の執行見込みを踏まえ、増額計上するものでございます。

次に、48ページになります。

事項、企業立地対策費の補正額が2億5,513万6,000円です。

内容を御説明いたします。

まず、来年4月に設立予定の産業支援センターの準備経費として、総額500万円を計上しております。内容は、コーディネーター選考に伴います審査会の報償費、旅費及び広告料、3月からの設立準備に伴う事務所の借り上げ料、消耗品費、印刷製本費、備品購入費等、さらにコーディネーター2名と事務職員1名の業務委託料及び活動車両の借り上げ料などでございます。

産業支援センターの運営方針、機能、コーディネーターの選任等につきましては、前回の企画経済委員会で説明したとおりでございます。

産業支援センターについて、補足説明いたしますので、お配りしております企画経済委員会資料の1ページをお開きください。

まず、センターの所在地でございますけれども、センターの所在地につきましては、事業者が気軽にアプローチでき、関係機関ともすぐに連携・訪問が可能であること。さらに、市街地のにぎわいが創出できること等を考慮し、国道3号線沿いの川内郵便局道路向かいにあります民間オフィスビルの1階を借り上げる計画でございます。

今後のスケジュールでございますが、12月補正の成立後、コーディネーターの募集を市のホームページ、就職求人の情報サイト等で行うこととしております。2月までに人選を終えまして、3月からは設立準備のための事務所を借り上げ、コーディネーター研修等を行い、4月から業務を

開設したいというふうに考えております。

予算の概要につきましては、先ほど説明したとおりで、全体で今回500万円を計上させていただいております。

また、センターの事業効果があらわれるには、ある程度時間を要すと考えていることから、平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為の設定も、あわせてお願いしております。

では、再度、予算に関する説明書の48ページにお返りいただきたいと思っております。

土地購入費として2億5,000万円を計上しておりますが、これは、入来のFIM跡地の土地購入費でございます。また、関連として、測量業務委託料も計上しております。

企画経済委員会資料の2ページをお開きください。

FIM跡地の所得の概要について御説明いたします。

土地の概要については、ごらんのとおりでございます。

今後のスケジュールでございますが、今月中には更地化工事が完了いたします。補正予算成立後、来年1月に土地売買の仮契約を締結し、3月議会に土地取得議案を提出させていただきたいと考えております。

土地の引き渡しを受けた後、4月には土地の分筆登記を行い、6月議会に改めて関連条例としまして、利活用条例及び市道認定議案をお願いし、7月から本格的に分譲、賃貸等を開始していきたいと考えております。

なお、利活用条例の内容につきましては、今、検討中でございますけれども、最終的に3月議会の企画経済委員会においては、その方針を説明させていただきたいと考えております。

現在のFIM跡地の状況写真を添付してございますが、ごらんのよう的一面が更地に整備されている状況となっております。

では、再度、予算に関する説明書、次は8ページのほうをお開きください。

債務負担行為補正でございます。

商工政策課分が2件ございます。

まず、8ページ1行目に、東郷共同福祉施設の指定管理者の指定管理料、それと、9ページの一番最後の行で、薩摩川内市産業支援センター運営業務の2件の補正で計上しております。

期間及び限度額については、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思っております。御質疑ございませんか。

○委員（小田原勇次郎）濟いませぬ、ちょっと各論、ちょっとしたことでした、ごめんなさい。

今回、企業立地対策費は、この予算書の概要の中で500万と、FIMのこの部分が2億5,200万、新規で上がってきてる数字なんです。この予算書の中で、企業立地対策費が2億5,500万で計上されてるのは、これは、何か財源の組み替えというふうに考えればよろしいんでしょうか。両方とも新規で上がってきた予算だと思うんですから、ここもひよっとしたら2億5,700万で計上されるべきだったのかなというふうには思ったんですが、ここあたりのちょっとした数字の部分ですが。

○商工政策課長（宮里敏郎）濟いませぬ、説明が不足しておりました。

補正予算のときの委託料の中で、実は、植物工場のコンサル委託料を当初予算で計上しておりましたが、業務委託の執行残が出てきておりましたので、ここで251万8,000円、委託料を減額しておりますので、今、小田原委員が言われたとおり、総額で2億5,500万に計上させていただきます。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。

○委員長（川添公貴）ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

資料について説明をお願いします。

○商工政策課長（宮里敏郎）では、1件、報告をさせていただきます。

平成27年度の薩摩川内市企業連携協議会の活動状況について報告させていただきます。

企画経済委員会資料の3ページをお開きくださ

い。

今年度、協議会のこれまでの活動状況について表に記載のとおりでございますが、会員数が、2年前の設立当時は70社でございましたが、12月3日現在で118社までふえてきております。

主な取り組みについて説明いたしますと、まず、企業連携協議会のリーディングプロジェクトとして取り組んだスマコミライトでございますが、市内18企業に学校との連携で開発製造したスマコミライトは、4月に導入記念式典を行い、商標登録、意匠登録を済ませ、現在、展示会への出店など、販売促進活動に取り組んでおります。

今、市内及び県内の企業のほか、横浜、滋賀、東北地方などからも問い合わせを受けているというふうに聞いているところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

今年度の新規事業の取り組みについて御説明いたします。

まず、学校と企業との情報交換会及び企業見学会を実施いたしました。これは、市内及び近隣の高校、大学の就職担当の先生方に薩摩川内市内の企業の活動内容をよりよく知ってもらい、新規学卒者の地元就職に役立ててもらうことを目的に実施したものでございます。

7月5日に学校と企業の情報交換会を商談会方式で実施いたしました。また9月28日には企業訪問を実施いたしました。いずれも各学校の就職担当教員の方からは大変好評であり、来年度からは生徒自身の企業訪問等の実施ができないか、検討しているところでございます。

次に、新たに部会の設置もしていただきました。現在、食品部会と製造部会が設置されておりますが、企業間の情報交換会を行ってもっております。今後、部会ごとに企業が連携した新たなプロジェクトの立ち上げを目指していくこととなります。

企業誘致事務研修会について記載してございますけれども、市町村の担当者を対象に県が主催した研修会に――県が主催したものでございますけれども。この研修会に、企業連携協議会の田中会長が企業連携の重要性と企業連携協議会の取り組みについて公演されております。

10月からは、FMさつませんだいで市内企業の紹介番組をスタートさせました。毎週木曜日午

後6時から30分間の番組で、会社の事業内容などの紹介を行っているところでございます。

その他で、会員企業でございます藤井ピアノサービスがものづくり日本大賞で内閣総理大臣賞を受賞されました。これは、藤井社長の技術が高く評価されたもので、このことは、市内中小企業の皆様方にとっても大きな励みになるものでございます。

以上のように、企業連携協議会では、会長であります田中会長を中心に各企業間の連携を図りながら、会長のモットーであります、薩摩川内市にいてよかった、来てよかったを目指し、活動を強化されているところでございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

御質疑ありませんか。

○委員（成川幸太郎） スマコミライトの販路促進に向けての取り組みについてということで、いろんな展示会に出店されたということがあるんですが、展示会に出店された後、その後の販売拡販というのをどんなふうに取り組まれているんですか。

○商工政策課長（宮里敏郎） 資料の4ページに、再生可能エネルギーフェアで県民交流センターにおきまして展示会をさせていただいたというふう実績を記載しておりますけれども、販売につきましては、九州管内は、販売のほうは南国殖産が担当されておりますし、それ以外、九州以外については岡野エレクトロニクスさんが販売についてを担当して、今、売り込みをされているところでございます。

当然、この県のエネルギーフェアでやったときにも、いろんな事業者のほうから問い合わせ等を受けた分については、県内の営業担当であります南国殖産のほうで丁寧に説明していただいているところでございます。

今後におきましても、今のような営業活動を続けて、少しでもたくさん受注できるようになっているのを努力されているところでございます。

○委員（成川幸太郎） その具体的数字については、今、南国殖産さんと岡野エレクトロニクスが担当されて販売されて、多数問い合わせがあ

るというのは以前から聞いてるんですが、具体的に契約がまとまったというのはあるんですか。

○商工政策課長（宮里敏郎）スマコミライトのこれまでの設置実績ですけども、昨年度は市が120基、設置を終えておりますが、その後、今年度については、設置済みが今5基ございます。また、今後設置予定というのが22基あるというふうに聞いております。

数字としては、以上でございます。

○委員（成川幸太郎）それは、市内ですか、市外ですか。

○商工政策課長（宮里敏郎）これは、市外を含めてでございます。

○委員長（川添公貴）割合を教えてください。市内が幾つ、市外が幾つ。

○商工政策課長（宮里敏郎）5基は市内でございます。あとの22基のうち、直接市内の分について、今ははっきり言われているのは、2基は市内にあると思います。あとの分についてはほとんど市外だと思っています。

○委員（成川幸太郎）いろんな取り組みをされて、評判がいいというのは聞くんですけども、具体的に販売台数としては、当初の120基はあくまでも市が買って、市内にしたんで、本当の販売努力であったとは思えませんから、せっかくできて、販売して拡販していこうというんでありゃ、もうちょっと具体的取り組みをしていかないと、従来どおり、南国殖産と岡野エレクトロニクスに任せたんじゃ、ちょっとうまく進まんのじゃないかなっていうのと。もう一つ、これは、本会議で谷津議員が聞かれましたが、コストというのが、今想定されている価格で、今後似たようなものが競合として出てきた場合に、十分対応できるのかということはどうにお考えでしょうか。

○商工政策課長（宮里敏郎）まず、販売促進について、確かに今言った民間さんだけに任せるのではなく、我々などの企業誘致等で県外等に出向いたときにも、こういう新しいライトの製造ができたということで、さらにPRをしていく必要があると思っておりますし、企業連携協議会で製作いたしましたけども、岡野エレクトロニクスさん、それから営業を担当している南国殖産でも、来年度最低200基を目標としているということを開いておりますので、それが達成できるように、行政としても支援していく必要があると考えています。

あと、コストの分ですけども、市販の分がよく比較されているというふうに聞いているんですが、市販の分については、例えば蓄電池能力が弱かったり、発光能力が弱かったりというのはあって、単純に価格だけで、そういう独立型の街路灯という意味合いだけで比較されると、やはりコストの安い市販の分が出回っていることは確かでございます。

我々も、岡野エレクトロニクスさんを通じて、少しでもコストダウンができるように中身を検討できないかということ、今お願いしているところで、一応、岡野エレクトロニクスさんを中心に、もう一回コストの見直しを今やってもらっているところでございます。

また、あわせまして、ほかの設備にない付加価値ということで、例えばWi-Fiの部分をつけるとか、電源がとれるような装置につけるとか、あるいは見守りシステムができるようなのができないかというのを、今研究されているところで、それは、聞くところによりますと、3月までには何らか方針が見えるというふうに聞いておりますので、それが見えてくると、そういう付加価値をもう少し前面に出して販売活動につなげていく必要があると思っています。

○委員（成川幸太郎）具体的に価格設定というのも、ただ価格を見直してくださいという指示だけじゃ、一つの企業じゃなくて、連携しているいろんな企業が入ってらっしゃるんで、それぞれがやっぱりそれぞれの利益を守ろうとすれば、なかなかコストは下がらないって思うんです。

それを、できたらこの価格で設定するためにどんな努力をしたらいいかということ、ある程度示してやったほうが、この後のコスト削減という面では見えてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそこら辺も——連携協議会のほうの中にも入ってらっしゃるんですよね、会合には。そういうときに——そういった提案をしていただければと。

行政が入って進めたことですから、ただ任せっきりで、結果は企業連携協議会に任せてあるからというんじゃないで、やはりこれが本当に活性化につながるように、企業の人も取り組んでプラスになったと言われるような形になるような関与をしていただきたいというふうに思います。

○委員（江口是彦）1点だけ、今言われたように、メイドイン薩摩川内のスマコミライト、そう

いうのも含めて。それから藤井ピアノサービスの技術、グランフィールというんですか、これはもう去年の早い段階で南日本新聞でも紹介された技術ですけど。それから、このピアノが隈之城のだいわにちゃんと置いてあって、私はその演奏を聞いて、わあ、普通の中古のアップライトピアノでグランドピアノみたいにできるんだという、藤井ピアノサービスさんが提供したピアノで。なかなか市内の人も、すごいそういうのがあるんだというの知らない人も多いと思いますよ。

だから、機会あるごとに、例えばFMさつまさんだいても、いろいろ何かしてらっしゃるんですけど、川内が誇るべきそういうのは、ぜひぜひPRに励んでほしいと思います。

○委員（杉藺道朗） 1点だけ、学校と企業の情報交換会、それぞれ好評を得たというふうに記載がございませぬ。

若者が学校を卒業して都会に出ていくと、それを何とか地場の企業で採用いただいて、少しでも次代を担う力になっていただきたいという思いもあります。

そういう意味からすれば、非常に新規事業ということでありましたけれども、かなり成果が出ている。今からさらにまた成果が出るものというふうに期待をします。

次年度もまたやられるのかなというふうに思うんですけども、そこあたり、またお話をいただければなと思いますし。実際、現場に出向かれた企業の方、学校の就職担当の先生方含めて、ちょっと二、三、生の声もしわかってる部分があれば、紹介いただきたいんですけども。

○商工政策課長（宮里敏郎） 学校と企業との情報交換会も、企業見学会も、今年度初めて協議会の取り組みとしてやっていただきました。

もともと、きっかけというのが、高校生、大学生は地元で就職をしたいといいながら、地元で企業がない、就職する企業がないというのを学校の先生方が言っている。親もあわせて言っている。

ところが、市内にはこんないい企業というのがたくさんあるという情報が的確に伝わってないんだ、そのまずギャップを解消してやるべきだろうというのが、事の発端でございませぬ。

1回目の学校と企業との情報交換会については、薩摩川内市だけじゃなくて、市内の近郊の学校の先生方にも来ていただいて、それぞれ商談会方式

で、学校の先生方に企業はPRする、私たちの企業はこういう業績を持っていて、こういうのをやっていますよというのをPRしていただきました。

その結果、参加して下さった先生方は、知らなかった、市内にこういう立派な企業があるというのを知らなかった、ぜひ子どもたちにそういうのを教えて、地元に残っても、こういう立派な企業があるんですよというのを伝えるいい機会になったということで、大変喜んでいらっしゃいました。

ただ、できれば先生だけじゃなくて、生徒自身に企業を訪問させていただきたいというリクエストがございましたので、そういう活動については来年度また新たな取り組みとして、企業連携協議会のほうで取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

○委員（杉藺道朗） かなり優秀な生徒の方々もこの市内の中にはいらっしゃるよに聞く部分がありますし、そういう逸材というべき人材が流れるというのどうかなというふうに思いまして、質問もしたところであります。

目に見えて、即ということでもないにしても、一つのきっかけとなって、いい意味でそれぞれが思惑が一致したところで事業が進んでいけばいいかなと、このように思うところですので、どんどん後押しというか、そこらあたりやっていたら、「よかった」、「こういうのがあったから地場で就職できて、一生懸命あの子は頑張っているよ」という部分が、また聞こえてくる部分があれば、大変うれしいかなと思いますので、ちょっとお聞きしたところです。頑張ってください。

以上です。

○委員長（川添公貴） ほかがございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

以上で商工政策課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。再開は15時30分とします。

~~~~~

午後3時16分休憩

~~~~~

午後3時30分開議

~~~~~

**○委員長（川添公貴）** 休憩前に引き続き会議を

開きます。

△交通貿易課の審査

○委員長（川添公貴）次に、交通貿易課の審査に入ります。

△議案第241号—議案第242号

○委員長（川添公貴）まずは、議案第241号及び議案第242号を一括議題といたします。

説明を求めます。

○交通貿易課長（佐多孝一）議案第241号薩摩川内市国際交流センター条例の一部を改正する条例の定及び議案第242号薩摩川内市産業振興センター条例の一部を改正する条例の定について、一括で御説明させていただきます。

まず、国際交流センターについて説明いたしますので、議会資料（使用料・手数料改定関係）、3ページをお開きください。

当センターの利用形態は2つに区分されています。そのうち会議室区分では130円の減額から10円の増額、それと据え置き、ホール区分では10円から60円の増額となっております。また、全体では、貸し出し区分15件中、引き上げ件数が10件、据え置き件数が4件、引き下げ件数が1件ございました。

次に、産業振興センターについて説明いたしますので、4ページをお開きください。

当センターの利用形態は、同じく2つに区分されています。そのうち会議室区分では据え置きから150円の増額、作業室区分では据え置きとなっております。また、全体では、貸し出し区分4件中、引き上げ、据え置き件数、それぞれ2件ずつでした。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明をいただきましたが、これに御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより採決いたします。これより一括採決をいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第243号 薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者の指定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第243号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○交通貿易課長（佐多孝一）議案第243号薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターの指定管理者の指定について説明させていただきます。

議会資料の5ページをお開きください。

まず、1、指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターでございます。

(1)の設置条例は、薩摩川内市国際交流センター条例、薩摩川内市産業振興センター条例です。

(4)管理形態にありますとおり、委託料金制の指定管理方式で、施設の維持管理に関する業務を指定管理者に行わせたいと考えております。

3、指定管理候補者は、薩摩川内市国際交流協会、代表者は会長山元浩義氏でございます。

次に、6ページをお開きください。

4、当該指定管理者が示した事業計画の概要について、主な内容を御説明いたします。

(1)基本方針として、当施設の条例、規則、仕様書に基づき、施設の効用を効果的に達成するとともに、利用者の安心安全及び平等な利用条件を念頭にサービスの向上を図ることとしております。

(5)支出計画では、提案額が、平成28年度で2,260万円となっております。

次に、7ページをお開きください。

選定経過の概要ですが、8月12日に、地元代表者1名、民間利用代表者1名、有識者1名を含む計6名で選定委員会を開催し、8ページにありますように、総点数600満点中493点で、得点率82%でございました。

以上で議案第243号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第244号 薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第244号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○交通貿易課長（佐多孝一）議案第244号薩摩川内市川内港待合所の指定管理者の指定について説明させていただきます。

議会資料、9ページをお開きください。

まず、1、指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市川内港待合所です。

（1）の設置条例は、薩摩川内市川内港待合所条例です。

（4）管理形態にありますとおり、委託料金制の指定管理方式で、施設の維持管理に関する業務を指定管理者に行わせたいと考えております。

3、指定管理候補者は、株式会社南和産業、代表者は代表取締役社長川畑佑樹氏であります。

次に、10ページをお開きください。

4、当該指定管理者が示した事業計画の概要について、主な内容を御説明いたします。

（1）基本方針として、薩摩川内市のイメージアップに貢献できるよう、これまで以上に施設の美観維持、接客マナーの向上に力を入れていくこ

ととしております。

次に、11ページをお開きください。

（5）支出計画では、提案額が、平成28年度で326万8,000円となっております。

5、選定経過の概要ですが、8月28日に、地元代表1名、民間利用者代表2名、港湾施設管理者1名を含む計7名で選定委員会を開催し、12ページにありますように、総点数700満点中483点で、得点率69%でございました。

以上で、議案第244号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ありがとうございました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第245号 薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定について

○委員長（川添公貴）次に、議案第245号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○交通貿易課長（佐多孝一）議案第245号薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定について説明させていただきます。

議会資料の13ページをお開きください。

まず、1、指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市高速船ターミナルです。

（1）の設置条例は、薩摩川内市川内港待合施設条例です。

（4）管理形態にありますとおり、現在は直営で管理を行っていますが、平成28年度より、委

託料金制の指定管理方式で施設の維持管理に関する業務を指定管理者に行わせたいと考えております。

3、指定管理候補者は、甌島商船株式会社、代表者は代表取締役社長美根晴幸氏であります。

4、当該指定管理者が示した事業計画の概要について、主な内容を御説明いたします。

(1) 基本方針として、甌島への海の玄関口として、高速船甌島の利用者の利便性はもちろんのこと、甌島振興のための交流人口の拡大と地域経済の活性化を目的とすることとしております。

次に、15ページをお開きください。

支出計画では、提案額が、平成28年度で1,781万円となっております。

次に、16ページをお開きください。

選定経過の概要ですが、8月28日に、地元代表1名、利用者代表2名、有識者1名を含む計7名で選定委員会を開催し、17ページにありますように、総点数700満点中510点で、得点率72%でございました。

以上で議案第245号の説明を終わりますが、ここで、前回の委員会で、高速船ターミナル売店等の運営補助について、来年度に向けて、12月議会で方針を示すようにとのことでしたので、本議案、薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定に関連がございますので、御報告させていただきます。

企画経済委員会資料の5ページをお開きください。

1、平成28年度高速船ターミナル売店等の運営方針についてでございます。

高速船ターミナルについては、平成26年度から直営により維持管理を行っていますが、平成28年度から指定管理制度に移行する予定であることから、売店等の運営については、次の方針に基づき検討を進めます。

(1) 売店等の運営は、指定管理者を通じて、現在運営を行っている合同会社和の郷に引き続き依頼する。

(2) 高速船ターミナルは、甌島観光ラインの拠点であり、甌島への玄関口であることから、これまで観光案内業も委託しているが、これをさらに強化するとともに、同ターミナルへの集客や川内港のにぎわいづくりを創出するためのイベント業務の委託を行うものとする。

3、和の郷への運営補助金は廃止する。

以上が平成28年度高速船ターミナル売店等の運営方針についてでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、質疑はありませんか。

○委員（江口是彦）今度から指定管理制度によって行っていくと、委託料金制であるということで、指定管理者に行わせる業務で、自主事業ってのはどういうのが想定されるんですか。

○交通貿易課長（佐多孝一）まずは、観光案内業務も一つですが、イベント業務っていうことに一つ力を入れております。

甌島商船が高速船を保有しているということで、高速船を利用したクルージングとか、そういったものを検討したいということを商船のほうは言っておられます。

以上です。

○委員（江口是彦）和の郷への運営補助金は今も廃止するということですが、うまく回っていきますかね。想定されています。

○交通貿易課長（佐多孝一）今回、和の郷には、一応、甌島商船を介してですが、観光業務案内委託料、それとターミナルのイベント補助金という形で、和の郷のほうへはお願いする予定でございます。

○委員（江口是彦）補助金じゃなくて、今度は委託料で、具体的な業務を行わせるということですね。

○商工政策部長（末永隆光）ただいま課長が説明しました、観光とイベント業務については委託とする部分もあるんですけども、今、川内港ターミナル活性化協議会というのをつくっております。これの構成員が、地元の港あおぞら市実行委員会、それから草道むらづくり委員会、それから川内港まちづくり和の郷、甌島商船株式会社、薩摩川内市も入って、5団体で、この協議会をつくって、川内港のにぎわいを創出していこうと、活性化していこうということで、地元の方々も一生懸命になって、つい先日、11月28日に第4回のにぎわい祭りも開催したところですが、これは、それぞれの団体が負担金を拠出して、自分たちの経費でこういったのにぎわいづくりをしているということも、自主的な取り組みに当たるので

はないかと思しますので、今後も、こういったにぎわいづくりを、春、秋、定期的開催するほか、毎月のマンスリーの企画等も、ターミナルの周辺、あるいは中のほうでも企画しておりますので、そういったことを通じてにぎわいづくりをさらに強化していきたいと考えております。

以上です。

○委員（成川幸太郎）今、運営補助金はやめて、業務の委託料ということを言われたんですが、金額的にはどの程度になるんですか。

○交通貿易課長（佐多孝一）まず、平成27年度の予算でいきますと、観光案内業務委託を、今年度、285万3,470円、それと高速船のターミナル運転の運営補助金、これが259万4,064円、合計の544万7,534円が今年度の予算でございますが、来年度につきましては、これを若干下回る金額で、今要求しているところでございます。

○委員（成川幸太郎）555万円というのは、和の郷へ対する補助金だったんですか。

○交通貿易課長（佐多孝一）はい、そのとおりでございます。

○委員（成川幸太郎）当初、人件費補助で出されたのがあったですね。募集されたときに、和の郷が入るときに、出店者がいないために人件費補助として出すって、300万ぐらいのはずだったけど、200万やったかな、それじゃないんですか。

○交通貿易課長（佐多孝一）再度申します。運営補助金です。高速船ターミナル売店運営補助金、これが259万4,064円。もう一つが、観光案内業務委託、これが285万3,470円と。委託と運営補助金、この運営補助金の259万4,064円を来年度は予算要求しないという形を考えております。

○委員（成川幸太郎）あと一つは残るといことですか。

○交通貿易課長（佐多孝一）はい、観光案内業務委託はそのまま継続でお願いすることに考えております。

○委員（成川幸太郎）観光案内業務をされてるのかなと思うほど、そんなに効果が出てるんですか、実態として。売店だけをやるだけで、そういう積極的に観光案内業務がされてるとは非常に理解しがたいんですけども。パンフレットを置くだ

けやったら、逆に、切符売り場の近くに置いておけばいいことであって、そういった観光案内ができるような指導もされているのかなというふうに、非常に疑問に思いますけど。

○交通貿易課長（佐多孝一）通常、売店のほうには二人売りの方がいらっしゃいます。それとは別にもう一人、観光案内業務を担っている方がいらっしゃいまして、ターミナルに観光に来られた方、甕島への観光のルートとか、島においてからの2次交通のこととか、あるいは食事のこと、ホテルのこと、さまざまないろんな問い合わせがありますけども、そういうのに対応していただいているというのが実態であります。

○委員長（川添公貴）なかなか議論が詰まりませんので、その観光委託業務に関して、延べ何人の方を案内したのか、業務量等の答弁をいただければ、より深まった議論になるかと思うんですが、実績について。

○交通貿易課長（佐多孝一）申しわけありませんが、今手元に、延べ人数等の把握した資料を持っていません。

一つ補足させていただければ、今回、代表者がかわりまして、その代表者の方が、今考えていらっしゃる観光案内をもっと充実しないといけないんじゃないかということを提案していらっしゃいます。

その中で、観光案内業務用の腕章をまずつくと、それと観光案内者、いわゆる社員、社員に対する観光案内の薩摩川内市のテストを実施するか、あと国定公園の甕島案内のための島内研修を予定するとか、そういったものに含めて、そういった業務内容に努めようというふうに言っていらっしゃいます。

○商工政策部長（末永隆光）川内港ターミナルで、川内港から甕島に渡る、高速船を利用される方、片道の統計をとっているんですが、平成26年度で2万3,122名いらっしゃいます。そのうち観光で来られている方が8,393名ということで、全体の36.3%ということですので、この全てとは言いませんけれども、この8,393名に近い方には観光案内をしているというふうに考えてもいいのではないかと考えているところです。

○委員（成川幸太郎）今からそういった指導、新しく代表者が変わってされるということですけども、今まで何回か甕島へ行って、最初に質問も

しました。船の中に飲料も売ってないから、案内をするようにということで、当初は何か案内をしようとした。最近こっちはほとんど案内してなくて、この前も、議員が行ったときに、乗ってから失敗したと思った議員もいるほどですから、一般の人に対する、そういった腕章をつけて、観光案内人ということの人がはっきりわかって、教育もされるということだけど、そういった船内には飲み物も売ってませんよということぐらいは言えるような人たちをどんだん育てて、サービスでやってほしいなという気がします。

まだまだいろんなものが、船も改造できないんでしょうから、ぜひよろしく願いいたします。

**○委員長（川添公貴）** 今で、何か答弁がありますか。なければいいですよ、手挙げんでも。また考えてから答弁してください。

**○委員（小田原勇次郎）** 前回の決算の審査で、この補助金については見直しをと言った張本人ですので、一応、私にも一言発言をさせていただきませう。

運営補助金を廃止するというので、廃止については理解をいたします。ただ、指定管理の委託料の中に、さらに委託料として盛り込まれるわけですから、予算的には減額にはなるんでしょうけれども、やはり存続していかれる部分かなと。

それで、これは答弁はもう要りませんが、資料を、私も事前に目通しをさせていただきまして、やはり行政側から、今まで頑張ってきた和の郷さんへ、もういいですよというのはなかなか言いづらい部分があるのかなというのも一点。その中で、私が決算のときに申し上げたのは、今ある委員の方々からも出るように、今、一番市が観光について委託をしている分野というのは観光物産協会ですから、そこが一点になって観光の委託を受けているわけですから、スケールメリットの部分の中で、そこらあたりも業務の中に入れば、さらに人件費的な部分、いろんな部分の中で削減効果が生まれますよという部分でも、私は、決算のときには申し上げたつもりでしたので、今回はわざわざながらの前進というふうには思ったところですけども、大幅な削減効果にはまだまだつながらないのかなというふうには思ったところですよ。

それとあと、言われた、観光案内のノウハウについては、既に今持っている部分の人たちを活用し

てもよかったんだがなというふうにはちょっと思ったところでした。

私のコメントですから、これについては答弁は要りません。

以上です。

**○委員長（川添公貴）** ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 討論はないものと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（川添公貴）** 次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。当局の説明を求めます。

**○交通貿易課長（佐多孝一）** 議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、交通貿易課について説明させていただきます。

予算に関する説明書の47ページをお開きください。

7款1項2目商工振興費、説明欄、事項、川内港利活用推進事業費、高速船甌島船内の観光案内業務委託料14万8,000円の減額を補正するものでございます。

次に、事項、コミュニティバス等運行対策費588万9,000円は、薩摩川内市地域幹線系統確保維持費補助金、国・県・市の協調補助が確定したための増額補正でございます。

次に、債務負担行為につきまして説明させていただきます。

予算に関する説明書の7ページをお開きください。

表の一番上にあります薩摩川内市国際交流センター及び薩摩川内市産業振興センターと、次の

ページの表の上から3番目と4番目にあります薩摩川内市川内港待合所、薩摩川内市高速船ターミナルの指定管理者の指定管理料は、来年度から平成32年度までの5年間にわたり、年度協定書で定める額を限度額として、あらかじめ予算で定め、将来の負担を明確化しておくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がありましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

ここで、議案第291号の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

○交通貿易課長（佐多孝一）所管事務調査について、委員会資料に基づき御説明申し上げます。

企画経済委員会資料の5ページをお開きください。

2、薩摩川内市地域公共交通網形成計画策定について御報告させていただきます。

目的、事業内容につきましては、前回の委員会で御説明いたしましたので省略させていただきます。

まず、(1) 中間報告でございますが、市内における住民の公共交通に関する実態及びニーズを把握するため、アンケート調査を記載のとおり6種類実施しました。

各調査は、市内の学校、運行事業者、施設、市民に対し、地域公共交通の利用状況、現状と課題、満足度などについて調査を実施しました。

主な結果としまして、公共交通機関を利用する理由として、ほかに交通手段がない方が約5割と最も多く、次に、運賃が安いという回答がございました。また、甌島側では利用したい時間に便がない、樋脇、祁答院地域では待ち時間が長い。本土側では運行ルートがわかりにくいなど等の回答がございました。

次に、(2) 今後のスケジュールでございますが、幹事会、協議会を重ね、パブリックコメントを実

施し、3月議会に、薩摩川内市地域公共交通網形成計画概要版を報告する予定でございます。

以上で交通貿易課関係について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたけど、これらを含めて、所管事務全般について御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

以上で交通貿易課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △観光・シティセールス課の審査

○委員長（川添公貴）次に、観光・シティセールス課の審査に入ります。

---

#### △議案第246号—議案第248号

○委員長（川添公貴）それでは、議案第246号及び議案第247号、248号を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第246号薩摩川内市上甌県民自然レクリエーション村条例の一部を改正する条例に制定につきまして、議会資料の5ページをお願いいたします。議会資料（使用料・手数料改定関係）の5ページでございます。

提案の理由につきましては、本会議で説明したとおりであり、使用料の見直しを行うものでございます。見直しの考え方、手法につきましては、事前に説明のあったとおりでございますが、なお、これ以降、議案第248号まで提案理由は同様でありますので、割愛させていただきます。

当該施設の見直しの対象となる施設は6貸し出し区分で、バンガローは4人及び6人で400円、12人用で200円の増額、台座つきテントは200円の増額、バーベキュー施設は90円、テニスコートは40円の増額を予定しております。

続きまして、議案第247号薩摩川内市下甌キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定につきましては、6ページでございます。

当該施設の見直し対象施設は、瀬尾観音三滝キャンプ場のうち2貸し出し区分で、8人用及び5人用のバンガローが400円の増額を予定しております。

続きまして、議案第248号薩摩川内市とうごう五色親水公園の条例の一部を改正する条例の制定について、7ページでございます。

見直しの対象施設は2貸し出し区分で、バンガローは400円、台座つきテントは200円の増額を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審査くださいようお願い申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明がございましたけど、これより質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 討論はないものと認めます。

これより一括採決をいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（川添公貴）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第249号 薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定について

**○委員長（川添公貴）** 次に、議案第249号を議題といたします。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）** 続きまして、議案第249号薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定についてでございます。

議会資料の18ページとなります。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設名は、薩摩川内市とうごう五色親水公園でございます。

設置条例は、同じく薩摩川内市とうごう五色親水公園条例。

(4) 管理形態にありますとおり、委託料金制の指定管理方式であります。

指定管理候補者は、全国警備保障株式会社、代表取締役上笹貫祥寛氏でございます。

当該指定管理者候補が示した事業計画の概要につきまして、基本方針として、平成18年からかわってきた管理運営のノウハウと管理経験を積み重ねながら、施設機能を有効に活用することを念頭に置き、利用者に安全、安心、快適に利用していただけるように、管理運営に努めることとされております。

19ページの(5)収入支出計画は、支出が、平成28年度で819万円、平成29年度780万円、平成30年度で743万円、収入は143万円となっております。

選定経過の概要でございますが、8月11日に、地元代表者、有識者を含め7名を委員とした選定委員会を開催し、20ページにありますとおり700満点中493点で、得点率は70.4%ございました。

以上で議案第249号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（川添公貴）** ただいま説明がございました。これより質疑を行います。

**○委員（小田原勇次郎）** 1点、我々、このメンバーで地域で意見交換会をさせていただいたんですが。その際に、五色親水公園、この指定管理のあり方、いわゆるあいている期間があるじゃないですか、五色公園が。それ以外のいわゆるシーズンオフの期間中も、ボンネットバスみたいな、多分、巡回バスみたいなのがとまって、休憩をされたりする機会が昨今、多いそうなんです。

そうしたときに、シーズンオフに、やぶが茂ってみともなかつころを見せてしまうということで、指定管理を年間で管理できるような方向性に持っていけないもんだろかというような、地域からの声が上がってるんですが、そこらあたりについてお答え願いたいんですが。

**○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）** 地元からそういう御意見があるというのは承知しておりまして、ただ、どうしても頻度が少ない中で、あと、日常的にあそこの公園を散歩などで使いたいという御要望も聞いているところでございます。

当初予算の中でも、一応、テーマといたしましては問題提起はしてございまして、また当初予算ところで御報告をさせていただきたいと思っております。

御要望の内容は承知しております。

○委員（小田原勇次郎）そうですね、シーズンオフもずっと常駐するという部分ではなくて、当然、伐採とか、そこあたりの目に見える部分の回数をふやすとか、そこあたりで少しでも上乘せをという考え方です。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）いわゆる伐採の頻度の問題だと考えておりますので、そのようなことも含めて当初予算の中で検討している途中でございます。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

○委員（小田原勇次郎）当初予算で検討することですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）この施設に限らずに、市で管理している施設の観光的な要素、あるいは日常的な部分もあるんですけども、そういったものの伐採の考え方、通常の利用の考え方、閉鎖期間がある施設はほかにもありますので、あわせてそういうのを検討させていただいています。

○委員長（川添公貴）指定期間が通年で5年間でありますよね。いただいている資料の中には、この1年間の契約の月が、例えば特定の期間だけということを示されていないですよ、ということは、1年を通じて、そういう契約状態を受けたという形になると思うんですが、その中において、この指定管理者料が決まってると思うんですが、あえて、今の御意見に対しての予算を組みたいというような話になるのはいかがなものかなと、ちょっと筋が違うんじゃないかと思えます。もう一回説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）ほかの施設もあるんですが、私どもは、一応、1年間のうちに実際営業する期間が限定されているのは、ほかの施設もございまして、それ以外の管理のあり方、職員は常駐しなくても。

そこにつきましてはいろんな御意見いただきますので、そういうのも含めて、今、予算の中では検討してる状態でございます。

ですので、サービス期間以外を開いてどうこうというのは、ちょっと考えてはおりません。

以上です。

○委員長（川添公貴）先ほどの小田原委員の質

問は、開けということじゃなくて、年間を通じて開いていないときに、草払い、伐採等を何回かやるべきじゃないのかということなんで、それを考えておりませんという答弁はおかしいと思います。

ここで、委員長と副委員長と交代します。

[委員長交代]

○委員（川添公貴）まず、いただいた資料の中で、警備会社の24時間365日体制のメリットを生かし、宿泊予約、キャンセル対応を円滑に行い、利用率のアップにつなげる。地域との連携協同をし、施設の管理運営を行うと、ここに運営管理方針としてうたっております。

これらを踏まえて、例えばこの指定管理を指定するときに、この指定管理料の範囲内で、シーズン中はとりあえず毎日ですけど、シーズン外に、10月から5月の間に3回とか、4回とか、2回とかという草払いをしていただけるように盛り込めなかったのかということです。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）閉園の期間も、維持管理は、1週間にたしか1回だったと思うんですが見いただいています。

ただし、今、私がちょっと歯切れが悪かったのは、伐採の回数を、そういう定期観光バスとか、日ごろに散歩、本当は入れたらいけないんですけど、ちょっと散歩される方が見苦しいというお声も聞いてますので、その伐採の回数については、今後検討していきたいという趣旨でございました。

○委員（川添公貴）ですから、検討していきたいんじゃないんで、この内容にもうたつてあるように、3回とか、もう初めから、伐採の、見えるところ、五色親水公園のバンガローのずっと奥まで払えちゃうことはないわけで、手前の部分、それからバンガローの前のテントサイトのところ、それから休憩所の付近、あの付近までバラスを打ってあるんで、草が繁茂するちゅうことはほとんどない場所です。

だから、それぐらい入れて契約をするべきだと思うんです。

それを、たとえの話なんですけど、道路愛護作業でさえ3回するところあるんですけど、うちなんかも2回、3回やるんですけど、市は1回分しかくれなくなつたんです、道路愛護作業でさえ。それでも、「じゃあ、やめますか」っていったら、やめないんです。やっぱり作業するんです。

だから、この範囲内で、そこまでしっかりと盛り込むべきじゃったんじゃないですかという意見ですけど。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 済いません、今、伐採の頻度、全くしてないわけではなくて、閉園期間中も伐採していますが、その分をちょっと回数を減らすというのは想定しておりませんで、逆に、維持、あるいは今要望になっていた形で伐採の頻度を上げるという部分は、当初予算の中で検討をしているという意味でございました。

○委員（川添公貴） 実際、当初予算でというのを何でしつこく言うかということ、この範囲内でやることによって余分にお金がかからないちゅうことやっで。でしょう。だから、当初予算で、1回当たり10万円で、5回払って50万円計上しますよと簡単なことじゃあわけやっで。言えば、でしょう。払うからしてくれちゅうたら、みんな、銭もらえりやすするわけやっで。シルバー人材でもやるんですよ。

だから、そうじゃなくて、この範疇で何とか工面をしていただけるように、そういう交渉を試みたらどうですかということ。

もう答弁はよか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 私が言葉足らずで申しわけございません。

当初予算でって言ったのは、今、この範囲の中で、仕様の中身で、もっと工夫する部分はないかということもありましたので、それを含めてもという話でありました。

○副委員長（成川幸太郎） ここで委員長と交代のため、暫時休憩します。

~~~~~  
午後4時 7分休憩
~~~~~  
午後4時12分開議  
~~~~~

[休憩中に委員長交代]

○委員長（川添公貴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほか何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第250号 薩摩川内市中甌地域活性化施設の指定管理者の指定について

○委員長（川添公貴） 次に、議案第250号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 引き続き、議会資料の21ページでございます。

議案第250号薩摩川内市中甌地域活性化施設の指定管理者の指定についてであります。

指定管理者に管理を行わせる施設名は、薩摩川内市中甌地域活性化施設です。

設置条例は、薩摩川内市甌島地域活性化施設条例。

管理形態にありますとおり、利用料金制の指定管理方式で考えております。

指定管理候補者は、東シナ海の小さな島ブランド株式会社、代表取締役は山下賢太氏であります。

当該指定管理候補者が示した事業計画の概要につきましては、基本方針として、地域と積極的に連携し、生き生きとした暮らしや活気ある地域の実現、多様な主体の交流、連携を密にし、相乗効果が創出される運営、利用者や地域のニーズに誠実に向き合い、よりよい満足度の高いサービスの追求などとされております。

22ページの中段、(5)収入支出計画は、収入が、平成28年度で636万円、平成29年度で950万円、平成30年度で1,339万円、収入が、平成28年度で約285万円、平成29年度で1,040万円、平成30年度で1,286万円の支出となっております。

選定経過の概要ですが、10月26日に、地元代表2名、有識者2名を含む7名の選定委員会を開催し、23ページにあるように、700満点中

468点で、得点率は66.9%でありました。

以上で議案第250号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたが、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論はないものと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第251号 薩摩川内市手打地域活性化施設の指定管理者指定について

○委員長（川添公貴） 次に、議案第251号を議題といたしますが、江口委員が除斥のため、しばらくお待ちください。

〔江口委員退席〕

○委員長（川添公貴） それでは、議案第251号を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） それでは、議会資料の24ページをお願いいたします。

議案第251号薩摩川内市手打地域活性化施設の指定管理者指定についてであります。

指定管理者に管理を行わせる施設名は、薩摩川内市手打地域活性化施設です。

設置条例は、先ほどと同じ甕島地域活性化施設条例でございます。

管理形態につきましては、利用料金制の指定管理方式であります。

指定管理候補者は、手打地区コミュニティ協議会、会長は日笠山直宏氏でございます。

当該指定管理者候補者が示した事業計画の概要でございますが、基本方針として地産地消を基本と

し、地域で生産された産品を使っての料理に工夫を加え、地域独自のメニューにより観光客等への提供を行う。手打地域活性化施設を地域の活性化の拠点として工夫しながら集客に努め、適切な管理運営を図ろうとされております。

25ページの(5)収入支出計画は、収入が、平成28年度で395万円、平成29年度で448万円、平成30年度で610万円です。支出につきましては、平成28年度393万円、平成29年度447万円、平成30年度587万円の支出となっております。

選定経過は、10月26日、地元代表、有識者、それぞれ2名ずつ、合わせて7名を委員とした選定委員会を開催し、26ページにあるように700満点中486点で、得点率は69.4%ございました。

以上で251号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がありましたが、これより御質疑願いたいと思います。

質疑はありませんか。

○委員（瀬尾和敬） 先ほどの東シナ海の小さな島ブランド株式会社、ここもそうなのですが、ここは基本財産として10万円、今度ここは30万2,000円、地区コミのお金を充てられたんだろうと思いますけれども、これを見ると、レストラン売り上げ、手打のほう、120万円ちゆうことは、月にすりゃ10万円、1日数千円ですよ。

こういうレストラン業務が成り立っていくのかなと思います。どんなものを出されるのかわかりませんけど。

少し手打のほうはきついんじゃないかなと気がしますが、どう思われますか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 手打地区につきましては、この施設を利用して活性化を図る。何か飲食店を出そうという事業者さんも声をかけられたんですが、いなくて、苦渋の決断で、コミュニティとして取り組んでみようということで考えてらっしゃいます。

ほかの補助金等を使って、営業外収入を使って、とりあえずやってみようかというところがございまして、コミュニティの中でもかなり議論はあったようなんですけども。

市といたしましては、利用料金制ですので、直

接私どものほうではなくて、コミュニティビジネスの補助金などを使われてやるということで、そういう支援をできればというふうには考えているところです。

以上です。

○委員（瀬尾和敬）杞憂かもしれませんが、中甌の場合は、あそこを囲むように人家があって何か活気があるような気がします。気の毒ですが、手打の場合は、それが周りに余りなくて、わざわざあそこまで行ったりするということになるわけで、今後、しっかりと見届けなきゃいかんと考えている、私の気持ちを申し上げました。

○委員長（川添公貴）何かありますか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）私どもも同じ気持ちでございまして、抜港という形で、あそこの施設を何とか活性化したいということでしたので、その意をくんで、できる限りのプロモーションとか、そういった協力もしていきたいと思えます。

また、別途、地域おこし協力隊員の配置も希望されているコミュニティですので、そういった面でも、話題を出したり、商品開発をしながら、うまく乗っていければなというふうには考えています。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

しばらくお待ちください。

〔江口委員着席〕

△議案第303号—議案第304号

○委員長（川添公貴）次に、議案第303号及び議案第304号を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）それでは、別途配らせていただきました1枚紙の観光・シティセールス課の議会資料をお願いいたします。追加で出させていただいた分でございます。

議案第303号財産の無償譲渡について、それから304号財産の無償貸付についてでございます。

まず、東郷温泉ゆったり館の民間譲渡に係るこれまでの経緯でございますが、平成26年12月1日から譲渡先法人の募集を開始しましたが、27年3月までに応募がない状況でありました。

このため、当施設に関心を示された事業者に対しての個別の交渉を行ってまいりました。

この結果、11月10日に、民間譲渡に係る応募申し込みの提出があり、選定委員会、庁内会議を経て、11月20日に公有財産譲与の仮契約書、土地使用貸借の仮契約書を締結したところでございます。

譲渡先法人は、株式会社ゼネラルインターナショナル、代表取締役は長嶺善憲氏、資本金300万円、直近売り上げは1億7,720万円でございます。

今後のスケジュールにつきましては、12月18日の議決により本契約となりますが、来年の4月1日に建物譲渡、貸し付けを行う考えでございます。

以上で議案第303号と304号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思えます。

御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎）これは前にも話をしたんですが、後でちょっとお聞きしたいんですが、甌島館の後々の改装に対する補助が次々と出たことがありまして、今回、ゆったり館について、またそういうことがあり得るのかどうか、ちょっとお聞かせを願いたいと思えます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）先方におかれましては、甌島館の経過もよく御存じの方なんですけど、東郷温泉ゆったり館については、そういった条件追加は考えてないということで御了解いただいているところです。

○委員（成川幸太郎）今までの中で、私も話を聞いて、外観が大分老朽化をしていて、ちょっと問題が出るんじゃないかというような話もありましたけども、それも大丈夫でしょうか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）社長みずから、あるいはスタッフの方も、何回も施設を見てらっしゃいまして、そこは御了解いただいているものと認識しております。

○委員（杉藺道朗）ゆったり館は、前もちょっとと言いましたが、要するに外観含めて、本来の機能が発揮されていない部分もあるわけです。打たせ湯って言うか、水が落ちるところももう栓をして、機能的には何も機能してないと、あのままの状況で今後またいかれるんですか。

またリニューアルというか、そこあたりの考えはないんでしょうか、そのまま引き継がれるんでしょうか、1点だけ。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）引き継ぎにつきましては、現状渡しということで考えておりますが、今、機能していない部分の説明等もしてございます。

実際、引き継がれてから、そこの判断が出てくるんですが、この事業計画の中では、宿泊について充実をしたいというふうなことを考えられております。

あとのリニューアルについては、ゲーム機が置いてあるところのリニューアルとか、そういったものは考えられております。

あと、前も御指摘あったんですが、お風呂の打たせについては、レジオネラの件があってから使えなくなったというか、お客様の安全の部分もありまして、そういう配慮をしてあることを伝えてございます。

○委員（杉藺道朗）ここにも喫煙家の方がいらっしゃいますから、大変、耳の痛い話をしますけど。せんだって意見交換会がございました。あの2階のところに一応、吸煙器が置いてございますけれども、かなりの方が一遍に喫煙をされると、たばこがばあっと充満するんです。耳が痛い方もいらっしゃるかもしれませんが。となったときに、私なんか以前、たばこ吸うとったからある程度我慢はできます。ところが、全く、そういう一般の観光客、宿泊客の中で、いろいろまとまった会合があったりすると、みんなわんわんいってこうな

るわけです。

あそこは、もう完全にガラスで仕切るとかしないと、ちょっと大変じゃないかなという感じのところでしたけど、そこらあたりの話というのは全くないんですか。

○委員長（川添公貴）リニューアルの中身について聞いている範囲で、お聞きになっている範囲で回答してもらったら。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）その場所のリニューアルの話は直接は聞いておりません。

○委員（杉藺道朗）いろいろ私に限らず、利用者の方の声としてあった部分について、伝えられることは一応伝えておっていただければなと思うところです。

以上です。

○委員（成川幸太郎）現状で問題はないと、追加の補助金等が出る可能性もないということでしたけども、今現状、利用している人が、最近、もうやめるって決められてますから、利用者も管理が非常にずさんになってきてるんじゃないかという声もあります。

今ずるずると、おかしな管理状況になっていて、引き継いだときに、相手さんが見られたときと全然違うじゃないかというようなことのないように、しっかりと指導をお願いいたします。

○委員長（川添公貴）今のは、もう当たり前のことでしょうから、答弁はないです。

○委員（小田原勇次郎）民間への譲渡ですから、最終的には譲渡先がいろんな経営方針であるとか、いろんな部分については権限を持ってやっていかれるんでしょうけれども。やっぱり地域の声として、地域の憩いの場として、旧町時代に町立として建てられた、非常に皆さん方の憩いの施設としての愛着を地域住民の方々は持っていらっしゃいます。

今も、例えばグラウンドゴルフでたくさん御年配の方が集まられたりとか、バイキングでいろんな方々が集まられたり、非常に駐車場もたくさんとまっておるような状況を見受けられます。

そうした中で、やはり地域の憩いの場としての活用の部分にも、そういう意を体して、経営者の方がそういう形も御配慮をいただきながら経営に臨んでいただきたいなと思うところですが、そこあたりはお話はどんな状況ですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）当然ながら、私どもからもそういうことをお願いしておりますし、例えば出品者がいます物産施設につきましても、あるいは避難所としての機能、そこも十分御理解いただいております。

また、先般ありました選定の地元代表者の方々も同じようにお話をされて、そこはちゃんと理解してもらえるとかということ、ちゃんとやりますということで回答もいただいているところです。

○委員長（川添公貴）追加のもうお金は出さないという対策監の話でありました。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより一括採決をいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）それでは、予算に関する説明書の48ページをお開きください。

議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算につきまして、48ページ、7款1項3目観光費でございます。説明欄をごらんください。シティセールスプロモーション事業において250万円を増額しておりますが、これは、甑島観光ラインJRキャンペーン事業の分でございます。

これにつきましては、JR九州と連携したキャンペーンを展開することにより、新幹線を活用した甑島への送客を実施し、甑島への観光客誘致に

つなげるものでございます。

ここで、予算に関する説明書の49ページをお願いいたします。

観光物産施設事業費は2,700万円の増額でございます。まず、備品購入費の600万円ですが、下甑竜宮の郷ボイラー更新で、経年劣化によるボイラーを整備するものでございます。

次に、観光客受け入れ施設整備促進補助金の100万円は、民宿、旅館、ホテル等の建築、購入、増改築及び改修に関するもので、補助金の額は対象事業費の50%で、限度額100万円、これの追加申請を見込み、増額するものでございます。

次に、甑地域交流活性化施設整備補助金は2,000万円の増額でございます。

第6回補正予算の概要の6ページをお願いいたします。

これにつきましては、甑島の観光振興を図る上で、主要な施設である甑島館について、市民の癒やしと交流の拠点として、施設改修を行う経費の一部を助成するものでございます。

旧甑島館は、10月1日、アイ・ビー・キャピタル社に譲渡したところでございますが、その後、同社があらかじめ独自に調査された、島民の思いや要望を具現化するため、ホテルの1、2階部分を交流施設として整備し、島民に開放したいという旨の申し入れがあったため、今回、その経費の一部を助成するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

歳入については、当課分はございませんが、予算書の8ページをお開きください。

債務負担行為について説明いたします。

下から4段目の薩摩川内市とうごう五色親水公園の指定管理者の指定料1件が、この観光・シティセールス課分でございます。

この施設の指定管理者の指定管理料につきましては、平成28年度から平成32年度までの期間、債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、この債務負担行為の設定につきましては、先ほどの指定管理者議案に伴うものでございます。

以上で観光・シティセールス課に係る補正予算についての説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、これより御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

○委員（成川幸太郎）今、予算の件で、観光物産施設事業費のまた2,000万の補助が出ましたけども、甌島館における、これがもう最後ですよ。もうふえることはないと思うんですけども、最終的に幾らになったのか、もう一回まとめて教えていただけませんか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）8,000万円でございます。

○委員（成川幸太郎）今、こういったいろんな改装をされて非常に立派な施設になっていくんだろうと思いますけども、最終的に、いつ改装が終わって、いつオープンになって、もう譲渡はなされてるわけですよ。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）10月1日に譲渡をしまして、この12月から改装工事に入られまして、3月、遅くとも4月にはホテルの名称も若干変えて、リニューアルオープンという形をとられるというふうに聞いております。

○委員（小田原勇次郎）いむた清風以来、旅館等の譲渡が進んでおるわけですが、トータルで今8,000万、補助を出す形ですね、第1回補正のときに、営業費等の補助金として2,100万出しますね、いむた清風のときも、営業の補助金という形では出されておったんでしょうか、それが1点目と。

今回の経費の一部補助の部分で、1階と2階を市民の癒やしの部分でリニューアルをするという、新たな構想ですから、その構想部分ですけども、総事業費はどのぐらいを見込んでの2,000万補助というふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）いむた清風のときには、こういう営業に対する補助、いわゆる登録免許税、不動産取得税相当というのは出しておりません。

それと、今回の改修に伴う2,000万円に対する総事業につきましては、合わせて約1億円と聞いております。

○委員（小田原勇次郎）私も、第1回補正のときの営業費等の補助金は、いむた清風のときにはたしか出しておらなかったよなど。いわゆる給湯管が、私の民地を通っていたので、それを移設する部分が追加工事では出てきておりましたけれど

も、補助についてはなかったよなど。営業費等補助金の2,100万出しておるので、この分でリニューアルしてもらってもよかったよなどというように、個人的な考えを持ったところなんです。今後、先ほど対策監の中で、譲渡の部分については追加の予算は発生しないというような部分の答弁もありましたので、我々から見ると、次から次に譲渡先に補助をどんどん計上しておるように見えるもんですから。当初の段階で上がってくれば、もっと理解しやすいんでしょうけども、そこあたりは今後十分に費用が過重にかからないような方向で譲渡をお願いしたいなというふうに思うところであります。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。ここで、議案第291号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明をお願いします。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利）それでは、企画経済委員会資料、商工観光部の6ページをお願いいたします。

観光・シティセールスに関する取り組み状況、今後、メディア等で取り上げられる可能性があるものを中心に紹介させていただきます。

まず、観光誘客につきましては、今、入来で、サムライ・ツーリズムということで、外国人の旅行者のおもてなしモデル事業を今実施しているところでございます。

また、12月19日には、蘭牟田池において、外輪山のトレイルランの大会を予定してございます。

物産販売につきましては、現在、ANAマルシェということで、東京のほうで催事をしておりますが、来週から、まるごとにつぼんという、浅草の新しい商業施設での催事出店を計画しております。

また、川内駅の旧きやんせふるさと館のリニューアルをしておりますが、これが駅市一薩摩川内という名称になりまして、早ければ17日から

でも営業したいというふうに聞いておりますが、今、開店のセレモニーを23日に計画されているところでございます。

今後、1月には北薩摩観光物産展、アミュ広場、それから伊勢丹立川店での大九州展、それから、2月には井筒屋黒崎店での甑島特集大鹿児島展を計画しているところでございます。

観光物産施設につきましては、先ほども御議論いただいたところですが、下甑の竜宮の郷につきまして、今月、申請が上がってきておりまして、最終の詰めを、今しているところでございます。3月議会には具体的に議案を提案したいというふうに考えております。

それから、7ページ、鷹の巣冷泉につきまして、今、譲渡先の公募をしております。

それから、4点目、シティセールスプロモーションにつきましては、メディアプロモーションということで、(2)にございますが、前スポーツ大使の前菌さんとじゅんいちダビッドソンさんが甑に来ていただいた放送を、今、全国の地方ローカル局にKYTさんが販売されてまして、順次こういう放送がなされてるということと。幸せ！ボンビーガールも、今月はちょっとないんですが、1月にまた、再度、甑の紹介があると聞いております。

それから、シティセールスマネジメント、5点目ですが、現在、ぼっちゃん計画プロジェクトの地域おこし協力隊、観光・シティセールス課分は16名の募集をかけているところです。

所管事務調査に関する報告は以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたけど、これらを含めて所管事務全般についての御質疑。

○委員（杉菌道朗） 駅市—薩摩川内オープンというふうになってますけど、要するに、きやんせふるさと館という名前がもうなくなっちゃうんですか。じゃなくて、きやんせふるさと館の館の中に駅市—薩摩川内というブース的なものができるのか、そこはどうなんでしょうか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 条例上は、2階も含めた建物の館の名称がきやんせふるさと館となっております。そこに駅市が入居する形となります。

○委員（杉菌道朗） 下の売り場の部分が、私な

んか、ふるさと館といえ、下の物販のところをイメージしているものですから、そこはどうなんですか。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 確かにわかりにくい面は否めないと思いますが、2階まで含めた部分がきやんせふるさと館というビルの名称になっております。

○委員（杉菌道朗） 心配したのは、きやんせふるさと館、名称もロゴマークも、一応、公募して決まったあれだったものですから、そこらあたりがどうなのかなという思いがあったもので。それは継続で、一応そのままあるという前提であって、市場は市場としてできるということなんですね。はい、了解しました。

○委員（小田原勇次郎） 今の杉菌委員のに付随して、当然、条例上は物産館条例というのがありまして、その中に名称をきやんせふるさと館というふううたってありますので、その中で、今、対策監がおっしゃったように、全体で、きやんせふるさと館だという建物の概要はわかります。条例上もきやんせふるさと館とうたってあるわけですから、名称。

その中に、駅市—薩摩川内という、2つの呼称が入ってきてしまうので、市民の方々が混乱しないような運営をされたほうがいいのかなと。片や、今、委員がおっしゃるように、きやんせふるさと館でずっと愛称として使う方もおられる、条例に載っているわけですから使う方もおられるでしょうし。もし行政として駅市—薩摩川内を全面に売り出してそこを一つのキーステーションとするのであれば、また条例上の部分のうたい方もいろいろと考えなきゃいけないのかなと思っておるんですが、今のところはそれで支障はないというふうに理解してよろしいですね。

○観光・スポーツ対策監兼観光・シティセールス課長（古川英利） 済みません、支障がないっていいですか、多少の混乱はある可能性があるので、今、観光物産協会と話をしていますのは、FMも含めてとにかく「駅市」という名称を覚えていただく。正確に言うと、きやんせふるさと館内駅市なんですけど、駅市自体のやっぱり情報発信力を上げていかないといけないということで、従来はなかったんですけども、2週間単位に催事っていいですか、イベントをやりながら、わざわざ

ざあそこに、立ち寄る場所ではなくて、わざわざお客様が来るような仕掛けづくりも並行して、その告知はFMも使いながらやっていきたいと思います。ということで、今対応を考えているところです。

○委員長（川添公貴）よろしいですか。ございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で観光・シティセールス課を終わります。御苦労さまでした。ここで、会議時間をあらかじめ延長いたします。

△市民スポーツ課の審査

○委員長（川添公貴）それでは、市民スポーツ課の審査に入ります。

△議案第253号 薩摩川内市川内地域体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（川添公貴）それでは、議案第253号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、議案第253号薩摩川内市川内地域体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

資料は、議案つづりその3の253-1ページから、また商工観光部議会資料の27ページからを御参照願います。

川内地域に所在する寄田運動広場、高江運動広場、平佐東運動広場及び網津運動広場の四つの運動広場は、薩摩川内市公有財産利活用基本方針におきまして、特定の自治会やコミュニティ協議会により利用されており、処分財産として無償貸し付けの方針が定められております。これらも踏まえまして、今回効率的かつ効果的な財産活用を図るため、その用途を廃止し、普通財産に変更しようとするものでございます。当該条例からこの四つの運動広場の項を削るものでございます。

なお、いずれの運動広場につきましても、方針どおり地元は無償貸し付けを行うことにしており、地元の了解を得ているところでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございま

したが、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないと認めます。

これより採決します。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第252号・議案第254号及び議案第255号

○委員長（川添公貴）次に、議案第252号、議案第254号及び議案第255号を一括議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、議案第252号、議案第254号及び議案第255号の使用料の改定議案3件につきまして、順次一括で説明をさせていただきます。

まず、議案第252号薩摩川内市川内地域体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

資料は、議案つづりその3の252-1ページから、また商工観光部使用料・手数料改定関係の議会資料の8ページから12ページを御参照願います。

体育施設条例の別表第2につきまして、議案つづりその3の252-2ページから252-8ページのとおり、使用料を改定するものでございます。

体育施設の改定の詳細につきましては、商工観光部使用料・手数料改定関係の議会資料の8ページから12ページまでに記載してありますので、御参照ください。

なお、今回の当該条例の改正対象件数99件のうち、引き上げ93件、93.9%、据え置き6件、6.1%、引き下げゼロ件でございます。

なお、この対象件数99件のうち、受益者負担額に到達しているものにつきましては、18件でございます。

次に、議案第254号薩摩川内市プール条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

資料は、議案つづりその3の254-1ページから、また使用料・手数料改定関係の議会資料につきましては、13ページを御参照願います。

プール条例の別表第2につきまして、議案つづりその3の254-2ページから254-3ページのとおり、使用料を改正するものでございます。

プールの改定の詳細につきましては、商工観光部使用料・手数料改定関係の議会資料の13ページに記載してありますので、御参照いただききたいと思っております。

今回の当該条例の改正対象件数は17件のうち、引き上げ4件23.5%、据え置き2件11.8%、引き下げ11件、64.7%でございます。

なお、この対象件数17件のうち、受益した負担額に到達しているものは10件でございます。

次に、議案第255号薩摩川内市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

資料は、議案つづりその3の255-1ページから、また使用料・手数料改定関係の議会資料の14ページを御参照願います。B&G海洋センター条例の別表について、議案つづりその3の255-2ページのとおり、使用料改正するものでございます。

B&G海洋センターの改定の詳細は、商工観光部議会資料の14ページに記載してありますので、御参照願います。

今回の当該条例の改正対象件数4件のうち、引き上げ2件、50%、据え置きゼロ件、引き下げ2件、50%でございます。

なお、この対象件数4件のうち、受益者負担額に到達しているものはございません。

以上で議案第252号、議案第254号及び議案第255号、3件の使用料の改定議案につきまして説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたけど、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

これより一括採決いたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第256号—議案第259号

○委員長（川添公貴）次に、議案第256号及び議案第257号から議案第259号まで、4件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、指定管理議案4件につきまして、一括で説明をさせていただきます。

資料は議案つづりその3の256-1ページから、また商工観光部議会資料は30ページからを御参照いただききたいと思っております。

まず、議案第256号から議案第259号まで、4件の指定管理議案の施設は、樋脇サンヘルスパーク及び樋脇B&G海洋センター、樋脇総合運動場及び樋脇屋外人工芝競技場、東郷総合運動場及び東郷池島運動広場、川内プールでございます。

管理形態は、いずれに施設も委託料の施設でございます。議案4件のいずれの施設につきましても、現在の指定管理者の指定管理期間が平成28年3月31日で満了することにより指定管理者を選定するものでございます。

議案4件の指定する期間は、いずれも28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

指定管理者に指定する団体は、議案第256号樋脇サンヘルスパーク及び薩摩川内市樋脇B&G海洋センターは、株式会社セイカスポーツセンター、議案第257号樋脇総合運動場及び樋脇屋外人工芝競技場、議案第258号東郷総合運動場及び東郷池島運動広場、議案第259号川内プー

ルの3議案いずれにつきましても、特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01でございます。

なお、議案第256号から議案第258号の議案3件の施設につきましては、現在の指定管理者が選定されたものでございます。議案第259号川内プールにつきましては、特定非営利活動法人川内スポーツクラブ01が新たに指定管理者に選定されたものでございます。

議案第256号から議案第258号の議案3件の指定管理者の選定につきましては8月に、議案第259号については10月に選定委員会を開催し採点を行ってございます。この選定委員会の審査結果を踏まえまして、施設の設置目的や役割を十分理解し、施設の適切な管理運営が期待できることなどから、指定管理者の公社として選定したところでございます。

なお、採点の結果は、いずれに指定管理者につきましても基準点を上回る得点率でございました。

なお、採点結果につきましては、議会資料にお示ししてありますので、御参照をお願いいたします。

議案4件の指定管理者の応募方法につきましては、いずれの施設も公募を行い、応募団体数は議案第256号1社、議案第257号2社、議案第258号1社、議案第259号2社の応募でございました。

選定経過の概要につきましても、お示ししてありますので、御参照願います。

以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○委員長（川添公貴） ただいま説明がございましたけど、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑はないものと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論はないものと認めます。

これより一括採決をいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴） 次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。当局の説明をお願いいたします。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） それでは、第6回の補正につきまして、御説明を申し上げます。予算に関する説明書の61ページをお開きください。

10款6項1目保健体育総務費、10節保健体育振興運営費の補正額は194万9,000円でございます。スポーツ推進委員が参加する研修会等の費用弁償につきまして、執行見込額により減額補正するものであります。

次に、大会の開催や県代表として権利を獲得した個人または団体に、九州全国大会の出場に要する旅費及び宿泊費の一部について補助を行うなどのスポーツ振興補助金に不足が見込まれることから、増額の補正を行うものでございます。

次に、10款6項2目体育施設費、10節総合運動公園管理費は、財源調整がなされたものであり、国との調整によりまして交付金充当額の減額調整を行うものでございます。

次に、10款6項2目体育施設費、10節体育施設設備整備費の補正額は2,800万円でございます。これにつきまして、第6回補正予算の概要の7ページにお示ししてありますとおり、樋脇高校跡地にグラウンドゴルフ場を整備することに伴い、利用者が安心して利用できるよう、クレーコートに防球ネットを設置する環境整備を行うものでございます。

ここで、予算に関する説明書の6ページをお開きください。

繰越明許費補正でございます。表の一番下の行に樋脇ホッケー場環境整備事業をお示ししてありますとおり、この防球ネット設置は年度完成が見込めないことから繰り越しを行うことにしてございます。

次に、予算に関する説明書の8ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。表の最も下の行の樋脇総合運動場及び樋脇屋外人工芝競技場から、次のページ、9ページの上から3行目の樋脇

サンヘルスパーク及び樋脇B&G海洋センターまでの4件が当課の分でございます。これらの施設につきまして、指定管理者の指定管理料につきまして、平成28年度から平成32年度までの期間、債務負担行為の設定を行うものでございます。

なお、この4件につきましては、先ほどの指定管理者議案に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございました。

これより御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（小田原勇次郎）ちっちゃいことでした。ごめんなさい。今回の2,800万の補正は、グラウンドゴルフ場を整備することに伴って利用者が安心して利用できるよという内容で、ホッケー場の環境整備事業という事業名称でしてあるんですが、これはホッケーを利用している人たちのところに球が行かんごとというようなそういう趣旨でのグラウンド整備、グラウンドゴルフのいわゆる理由の説明のこの事業名がちょっと齟齬があるなと思ったもんですから、ちょっとだけ教えてください。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）これはホッケー場がございしますが、ホッケーの練習をしている場合にグラウンドゴルフ場のほうに球が飛んで行く可能性があるとうことで、ホッケー場側のクレーコート部分に防球ネット設置するものでございます。

それで、ちょっと名称については、ちょっといろいろ議論をやったところではございますが、基本ホッケー場側が影響を与えるちゅうことでこういうことにしてございます。

○委員（小田原勇次郎）原因者側のほうに……。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）はい、原因者のほうにつくってあるちゅうことです。

○委員（小田原勇次郎）はい、わかりました。

○委員長（川添公貴）ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）それでは、議案第291号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（川添公貴）次に、所管事務調査を行います。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）指定管理者管理運営評価につきまして、御説明申し上げます。

資料は、企画経済委員会資料の8ページから9ページを御参照願います。

今回、評価を行いました指定管理者は、祁答院グラウンドを管理する祁答院町に所在する有限会社南九州レンタル設備の評価を行ったものでございます。

指定管理者管理運営評価につきましては、指定管理期間が満了する前年度に評価委員会を設置し評価を実施するものであり、祁答院グラウンドは平成28年度で指定管理期間が満了する施設でございます。このことから、当該施設につきましては、平成28年度に指定管理者の募集を行い、指定選定委員会を開催し、採点、その後、指定管理者候補者を選定し、指定管理議案を上程する流れとなります。

今回の採点結果につきましては、資料にお示ししてありますとおり、得点率69.1%、総合評価の結果、おおむね適正であると認められるとの結果でございました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたけど、これらを含めて所管事務全般について御質疑願いたいと思います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないものと認めます。

△国体準備室の審査

○委員長（川添公貴）次に、国体準備室の審査に入ります。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（川添公貴）次に、審査を一時中止してありました議案第291号を議題といたします。当局の説明を求めます。

○国体準備室長（坂元安夫）それでは、第6回補正につきまして、国体準備室の説明を申し上げます。

予算に関する説明書の61ページをお開きくだ

さい。

まず、10款6項1目保健体育総務費、10節保健体育総務費の補正額は15万1,000円でございます。中央競技団体正規視察結果に伴う中央競技団体との協議に要する旅費を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたけど、御質疑願いたいと思います。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はないと認めます。

以上で議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、全て議了いたしました。

については討論、採決を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論はないものと認めます。

採決します。本委員会付託分について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で市民スポーツ課及び国体準備室の審査を終了いたします。御苦労さまでした。

ここで協議会を開きます。しばらくお待ちください。

~~~~~

午後5時 3分休憩

~~~~~

午後5時13分開議

~~~~~

△T P P交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書提出について

○委員長（川添公貴）ここで本会議に戻します。ここで、「T P P交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書提出について」を日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。

それでは、「T P P交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書提出について」を日程に追加し、これを議題とします。

については先程お手元に配布してあります中身を十分読んでいただいたと思うんですが、意見書案については、このようなことであります。これに関して当局に向かいましてお願いしております。当局に聞いて見たいということがありましたら、ご質疑をお願いしたいと思います。

○委員（瀬尾和敬）T P P大筋合意がなされてから、当局のほうに、市民の農家の方とか、そういういろんな問い合わせとかありましたか。

○農政課長（中山信吾）農政課でございます。農政課関係につきましては所管する水稻、野菜果樹等々ございますけれども、直接T P Pに対する懸念とか、不安であるとか、そういうところは直接聞いていないところではございます。

○畜産課長（小城哲也）畜産課です。今出されたのと同様なんですが、やはり、会合とか競りなんかにおきまして、不安だという声は聞いております。まだそのような段階でございます。

○委員（瀬尾和敬）中味的にもよくわかりにくい、例えば何十年か先に影響がしっかりと出るんだよとか、そういうのがいろいろありすぎて。牛にしても少しずつ差額を補てんしていくぞとか、なんとなんとか。今、一所懸命やっている最中で、具体的にそういうのが出て、そして農家の方々が、心配されて、議員なり当局なりと大騒ぎされるんじゃないかと思うんですね。まあ近いうちにJ A北さつまの方々と議員と一緒に協議をしようとなってますが、おそらくそういう話題も出てくるんじゃないかと思うんですね。J A側としてもそのような考えがございまして、まあそういうところですね。はっきりいえば、この場でどうのこうの言えないわけですからね。

○委員長（川添公貴）それでは、よろしいですか。原文のとおりいくか、文言の若干の修正をするかです。さっき瀬尾委員から話がありましたように、1のところ国民に対して詳細な情報提供を行うこと。詳細なちゅうのは、まあどうかなというように話もありました。

だから、この辺を「T P Pが農業や関連産業に与える影響を分析し国民に対し、情報提供を行うこ

と」とかですね、まろやかにしていくのも一つの手だったと思うのですが。詳細ちゅうのが当局もなかなかわからない、私なんかも実際わからないし、補助枠決定もまだしてないんですよ。

だから豚に関しては3分の2、飼料代の3分の2補助やったかな、そいと85を90にあげるんですけど、損失補てんをですね。そういう部分的なところはわかるんだけど。どうしましょ、こんとおりいきますか、全部。

○委員（江口是彦）まあ、こんままいっても問題ないと思うんですけど。あたり前んことを、あんまい突っ込んで、ここで提案しているわけじゃないから、やはり今TPPは決まったといいながら、先も見えないし。だけども、それで終わったじゃなくて、ちゃんと情報提供も、ひとつはしてほしいということと、いろんな影響を考える場合は、ちゃんと国として具体的な対策を講じてほしいということを行っているのにすぎないから、まあ出さんよりは出しているのかなと。ほんとはもっと突っ込んでやれたらいいんでしょうけど、それまでやるあれができませんよ。

○委員長（川添公貴）それではお手元に配布のとおり「TPP交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書提出について」を提出することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（川添公貴）御異議なしと認めます。よって、議長に対して本意見書案を添えて、申し出ておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。当局においては本当にありがとうございました、わざわざ来ていただいて。

〔当局退室〕

△委員会報告書の取扱い

○委員長（川添公貴）以上で日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長及び副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、そのように取り扱うことにいたします。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（川添公貴）次に、閉会中の委員の派

遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中の現地視察等の予定ありませんが、急遽必要になった場合の委員派遣の手続については、委員長に御一任いただきたいと思っております。

ついでには、そのように取り扱うことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（川添公貴）以上で企画経済委員会を閉会いたします。長時間にわたり、本当ありがとうございました。

## 【卷末資料】

陳情文書表  
意見書案



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                        |       |             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------|-------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 陳情第20号                                 | 受理年月日 | 平成27年11月24日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 原発関連交付金の活用について意見募集の実施を求める陳情            |       |             |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 薩摩川内市田海町11番地65<br>川内つゆくさ会<br>世話人 鳥原 良子 |       |             |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                        |       |             |
| <p>多方面からの情報によると、30年を経過し、再稼働した川内原発に原発関連交付金が交付され、川内駅東口前広場にコンベンションホールを建設する方向で平成28年度以降にその予算措置が講じられると聞いた。</p> <p>私ども女性グループの「川内つゆくさ会」においては、これ以上、原発交付金による箱モノが薩摩川内市に必要なのか、箱モノばかり建設して、その維持費に子孫に多大なるリスクを背負わせることになるのではないのか、そもそも原発交付金をねだるようなまちづくりでいいのか、交付金をいただくことで、原発依存から脱却できないのではないのか、交付金をもらっていいのか、いや、交付金を活用するなら、コンベンションホールではなく、もっと違う子育て支援により役立つ使い道、例えば奨学金制度を作るなどがあるのではないのかなど、様々な意見が続出した。</p> <p>そこで、コンベンションホール建設ありきでなく、アンケートやパブリックコメント等で市民の意見募集を図って、50年後、100年後を見据えたまちづくりの参考にさせていただけると、自分たちの意見が少しでも反映されるかもしれないという希望が持て、行政に対してかなり誇らしい気持ちになる。</p> <p>よって、以下のように陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>原発関連交付金の活用について、アンケート又はパブリックコメント等で市民の意見募集を図ること。</p> |                                        |       |             |

発議第 号

T P P 交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、T P P 交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成 2 7 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
企画経済委員会  
委員長 川 添 公 貴

提 案 理 由

環太平洋パートナーシップ協定（T P P）交渉における今般の合意については、農業への多大な影響が危惧される内容となっており、また、農業は食品関連産業等とも密接な関係を有していることから、関連産業へも影響を及ぼすことが考えられる。

については、国会及び関係行政庁に対し、T P P 交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書を提出しようとするものである。

---

T P P 交渉の大筋合意に伴う国内対策に関する意見書（案）

平成 2 7 年 1 0 月 5 日、環太平洋パートナーシップ協定（T P P）交渉が、交渉参加国の閣僚会合で大筋合意に達しました。

T P P については、本市の主要産業である農業のみならず幅広い分野に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、農林水産分野重要 5 品目等について関税撤廃対象から全て除外するなど要請してきたところであります。

しかしながら、今般の合意においては、牛肉や豚肉の関税を大幅に削減し、また、米についても、新たな特別輸入枠を創設するなど、農業への多大な影響が危惧される内容となっており、生産者の間で懸念と不安が高まっています。

また、農業は、食品関連産業や観光業その他の産業とも密接な関係を有していることから、関税削減等により関連産業へも波及し、経済に対して

影響を及ぼすことが考えられます。

よって、国におかれては、T P P が地方経済・社会に与える影響を十分に考慮していただき、下記事項について、格別の御高配を賜るよう強く要望します。

記

- 1 全ての合意内容について、T P P が農業や関連産業に与える影響を分析し、国民に対し情報提供を行うこと。
- 2 本市の主要産業である農業や関連産業への影響を及ぼさないようにするとともに、これらの持続的な発展が図られるよう、具体的かつ万全な対策を講じること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

平成 2 7 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会企画経済委員会

委員長 川添 公貴